

建築物環境衛生行政の手引き

令和5年10月

富山県厚生部生活衛生課

目 次

特定建築物編	1
第1 特定建築物	2
第2 特定建築物の維持管理	5
第3 建築物環境衛生管理技術者	5
第4 特定建築物の届出	8
第5 特定建築物の立入検査等	10
事業登録編	15
第1 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	16
第2 事業登録申請及び登録基準	20
建築物清掃業(1号)	20
建築物空気環境測定業(2号)	22
建築物空気調和用ダクト清掃業(3号)	24
建築物飲料水水質検査業(4号)	26
建築物飲料水貯水槽清掃業(5号)	29
建築物排水管清掃業(6号)	32
建築物ねずみ昆虫等防除業(7号)	35
建築物環境衛生総合管理業(8号)	38
第3 事業登録を受けた営業所の立入検査等	43
参考資料編	45
第1 建築確認申請	46
第2 富山県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則	47
第3 建築物環境衛生事務取扱要領	63
第4 県通知	90

特 定 建 築 物 編

第1 特定建築物

多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を定め、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進に資するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（略称：建築物衛生法。以下「法」という。）が昭和45年4月に制定された。

本法により、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものが「建築物環境衛生管理基準」（以下「管理基準」という。）に従い、特定建築物の維持管理をするとともに、特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者。以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督させるため、「建築物環境衛生管理技術者」を特定建築物ごとに選任しなければならないこととされている。

1 特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令（以下「令」という。）で定めるものをいう。（法第2条第1項）

特定建築物となる建築物の用途及びその用途に供される部分の延べ面積（令第1条）

1	用途	興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「第一条学校等」という。）以外の学校（研修所を含む。）
	延べ面積	3,000 m ² 以上
2	用途	第一条学校等
	延べ面積	8,000 m ² 以上

(1) 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。

ただし、次に掲げるものは建築物ではない。

ア 鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設（信号装置、転てつ装置、列車運転用通信装置等に直接関係する施設をいい、駅の事務室、待合室、荷扱所等は含まない。）並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽、その他これらに類する施設

イ 地下街（地下工作物内に連続して又は一団として設けられる店舗、事務所その他これらに類する居室を有する施設で、公衆の歩行の用に供される地下道に面するものをいう。）の地下道又は広場

(2) 特定建築物に係る用途の内容

用途	用途の内容
興行場	興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に定義する興行場をいう。
百貨店	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に定義する大規模小売店舗を指す。
集会場	会議、社交等の目的で公衆の集合する施設をいい、公民館、市民ホール、各種会館、結婚式場等がこれに該当する。
図書館	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供することを目的とする施設をいう。
博物館	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管、展示して公衆の観覧利用に供することを目的とする施設をいう。
美術館	
遊技場	設備を設けて公衆にマージャン、パチンコ、卓球、ボーリング、ダンスその他の遊技をさせる施設をいう。
店舗	公衆に対して物品を販売し又はサービスを提供することを目的とする施設をいい、一般卸売店、小売店のほか、飲食店、喫茶店、バー、理容所、美容所その他サービス業に係る店舗を広く含む。
事務所	事務をとることを目的とする施設をいう。なお、人文科学系の研究所等そこにおいて行なわれる行為が事実上事務と同視される施設については、名称のいかんを問わず、事務所に該当するものである。 また、一般の銀行等については、店舗の用途と事務所の用途とを兼ねている場合が多いが、このような場合には店舗及び事務所の用途に供されるものとして一体的に把握されるものである。
旅館	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に定義する旅館業を営むための施設をいう。
第一条学校等以外の学校(研修所を含む。)	学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校のほか、各種学校の認可を受けていない施設であって各種学校類似の教育を行なうもの及び研修所(国、地方公共団体、会社等がその職員の研修を行なうための施設)が含まれる。
第一条学校等	学校教育法第1条において規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項における幼保連携型認定こども園(義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設)をいう。

特定建築物の判断例

駅	×建築物内の鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設、跨線橋、プラットホーム等は、特定建築物に該当しない。 ×駅舎は、特定用途にあたらぬ。
地下街	○地下街の店舗、事務所等は特定用途に該当する。 ×地下道や地下広場は、特定建築物に該当しない。(建築基準法の建築物でない) ○ただし、地上に店舗等があり、この用途の一部と考えることができる場合は、特定用途とする。

駐車場	×原則として、多数の者が利用・使用するという要件を欠くので、特定用途にあたらない。
倉庫	○ただし、事務所等に駐車場を附属する場合は、特定用途に含める。(上記参考)
体育館等	×スポーツをするための施設は、特定用途にあたらない。
プール	×一般的に特定用途にあたらない。 ○遊技場に併設されている場合は、娯楽性が強いこと、特定用途に附属する用途とみなし、特定用途に含む場合もある。
工場	×一般的に特定建築物に該当しない。 ○新聞社等の印刷工場は、全体を一つの用途(事務所)に供されていると考え、その部分を特定用途に含む。
研究所	×自然科学系統の研究所は、特殊な環境にあるものが多いので除外される。 ○研究所の名称を用いている施設であっても、そこにおいて行われる行為が事務と同視できれば、事務所に該当する。(例：経済研究所、教育研究所)
銀行	○一般的に、店舗と事務所の両方の特定用途を兼ねた施設
工場、作業場、病院、老人ホーム、共同住宅、保養所、寄宿舎、 駅舎、寺院、教会(これらに附属する施設を含む。)	×特定用途にあたらない。

注) ○：特定建築物に該当する、×：特定建築物には該当しない

(3) 延べ面積の算定

ア 建築物ごとに行なうものであり、同一敷地内に数棟の建築物がある場合においても、これらを通じて延べ面積を算定するものではない。

イ 二棟以上の建築物が渡廊下等で連結されている場合は、その棟ごとに別の建築物となる。

なお、建築物の個数については、建築基準法第6条の規定による建築物の建築等に関する申請及び確認の際の個数の決定により判断すること。

（確認申請自体は、敷地単位の申請であり、建築物ごとに行われるものではないが、確認申請書(建築基準法施行規則別記第1号様式)には、建築物の数を記載する欄及び建築物ごとに建築物の概要の書類を追加することとなっていることから、建築物の個数を判断する。(延べ面積が10m²以内のものを除く。)

ウ 床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号の規定により、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算出する。

エ 延べ床面積は、特定用途に供される部分の床面積の合計をいうこととされており、建築基準法施行令第2条第1項第4項にいう建築物の各階の床面積の合計とは異にする。

オ 特定用途に供される部分の延べ面積の算定に当たっては、特定用途の専用部分に特定用途に附属する部分及び特定用途に附属する部分の床面積は合算する。(下表参照)

特定用途に供される部分の延べ面積 (A + B + C)

A 特定用途の専用部分(専用部分)	令第1条に示す用途そのものの部分
B 特定用途に附属する部分(附属部分)	いわゆる共用部分。専用部分と密接不可欠の関係にあり、特定用途の構成要素として、社会通念的にも「特定用途に供される部分」として構成する部分。 (例：廊下、階段、機械室、便所等)
C 特定用途に附属する部分(附属部分)	専用部分に附属した機能、目的を有するものであって、専用部分を利用する人が、その附属した部分も利用する等、特定用途と分離独立していない部分。従って、建築物の使用・利用者以外の者にも、その附属部分を利用させる等、それ自体が独立した機能、目的を有するものは、「特定用途に附属する部分」ではない。ただし、その附属部分が、専用部分及び附属部

	<p>分の延べ面積を超える場合には、その部分は附属部分には該当せず、従って特定用途に供される部分にも当たらない。</p> <p>(例：店舗内の倉庫、銀行内の貸金庫、事務所内の書庫、事務所に附随した駐車場等)</p>
--	---

カ 電気事業者がその事業の用に供するために特定用途と供される建築物の地階に設置したいいわゆる地下式変電所や当該建築物の地階等に設置される公共駐車場は一般に当該建築物の他の部分とは管理主体及び管理系統を全く異にしており、他の部分と一体として把握することは適当でないので、これらを当該建築物の一部をなすものとしては扱わず、それらの部分の面積は、特定用途に供される部分の延べ面積及びもっぱら特定用途以外の用途に供される部分の延べ面積のいずれにも算入しないこと。

第2 特定建築物の維持管理

特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、管理基準に従い、特定建築物の維持管理を怠ってはならないこととされ、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置として建築物環境衛生管理基準（以下「管理基準」という。）が定められている。（法第4条第1項及び第2項、施行令第2条、省令第2条から第3条の2、第3条の18から第4条の5）

1 管理基準

管理基準は、環境衛生上良好な状態を維持する上で必要な措置として定められたものであり、興行場法や労働基準法等の規定に基づく基準のように基準違反に対して直ちに法的措置がとられることとなる性格のものとは趣旨を異にしているが、その遵守が義務づけられることにはかわりはない。

(1) 管理基準 p13、14

(2) 建築物の維持管理に関する技術的事項の詳細

空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年3月25日厚生労働省告示119号）

2 管理基準を遵守しなければならない者

管理基準を遵守しなければならない者は、特定建築物の所有者、占有者のほか、当該特定建築物の維持管理について権原を有するものとされている。

3 特定建築物以外の建築物

管理基準の遵守は、特定建築物について義務づけられるものであるが、特定建築物以外の建築物で多数の者が使用、利用するものについては、管理基準に従って維持管理をするように努めなければならないこととされている。（法第4条第3項）

この規定は、多数の者が使用、利用しないもの（例えば、小規模の事務所、倉庫等）について適用がないことは条文上明らかであるが、これらのほか、法の趣旨からみて工場、病院等特殊環境にある建築物にも及ばないものと考えられる。

第3 建築物環境衛生管理技術者

特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督させるため、「建築物環境衛生管理技術者」を特定建築物ごとに選任しなければならないとされている。（法第6条第1項）

1 建築物環境衛生管理技術者の職務

建築物環境衛生管理技術者の職務は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をすることである。

その監督の範囲は、管理基準に従って行う維持管理に加え、照明その他当該特定建築物の環境衛生上の維持管理に関する内容も含まれる。

また、特定建築物所有者等による選任によって当該特定建築物における環境衛生上の維持管理を監督する権限が附与されるものである。

なお、建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が管理基準に従って行なわれるようにするため必要があるときは、維持管理の権原を有する者に対して意見を述べることができ、維持管理の権原を有する者は、法律上の義務として、その意見を尊重しなければならないこととされている。(法第6条第2項)

2 建築物環境衛生管理技術者の選任

特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないこととされている。(規則第5条第1項)

- (1) 法第12条の2第1項の規定による事業の登録において人的要件とされている営業所の監督者等との兼務はできない。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者の選任に当たっては、特定建築物所有者等は、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなる場合は、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認しなければならない。(規則第5条第2項)
- (3) 特定建築物所有者等は、選任時のみならず、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとする場合についても、(2)と同様の確認を行わなければならない。(規則第5条第3項)
- (4) (2)及び(3)の確認を行う場合において、当該特定建築物について当該特定建築物所有者等以外に特定建築物維持管理権原者がいるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴かななければならない。(規則第5条第4項)

3 建築物環境衛生管理技術者免状の取得要件

建築物環境衛生管理技術者免状は、次のいずれかに該当する者に対し厚生労働大臣が交付するとされている。(法7条第1項)

- (1) 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者
 - ア 受験資格
特定建築物の用途その他これに類する用途に供される建築物の当該用途に供される部分において業として行う環境衛生上の維持管理に関する実務(省令第15条)に2年以上従事した者(法8条第5項)
 - イ 試験実施者
試験は、厚生労働大臣の指定した者にその全部又は一部を行わせることができるとされており、公益財団法人日本建築衛生管理教育センター（東京都千代田区大手町1丁目6番1号大手町ビル7階743区）が指定されている。(平成16年厚生労働省令第32号)
- (2) 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会（建築物環境衛生管理技術者講習会）の課程を修了した者

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会受講資格一覧

	学歴又は免許等	経験年数	実務経験の内容
学歴で受講する者	大学又は旧大学の理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獣医学の課程を卒業（文系除く。）	1年以上	特定建築物の特定用途その他これに類する用途に供される部分の延べ面積がおおむね 3,000 ㎡をこえる建築物の当該用途に供される部分において業として行なう環境衛生上の維持管理に関する実務(自らこれらの実務に従事する場合には、掃除その他これに類する単純な労務は含まれない。)又は環境衛生監視員として勤務
	防衛大学校の理工学の課程を卒業		
	海上保安大学校を卒業		
	短期大学又は高等専門学校又は旧専門学校の理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学又は獣医学の課程を卒業（文系除く。）	3年以上	同上の実務に従事する者を指導監督した経験又は環境衛生監視員として勤務
	高等学校又は中等教育学校又は旧中等学校の工業に関する学科を卒業	5年以上	
学校教育法第 90 条の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校を卒業（大学又は短期大学の文科系も含む。）			
免許で受講する者	医師	必要なし	必要なし
	一級建築士		
	技術士の機械、電気、電子、上下水道又は衛生工学部門の登録を受けた者		
	第 1 種冷凍機械責任者免状	1年以上	特定建築物の特定用途その他これに類する用途に供される部分の延べ面積がおおむね 3,000 ㎡をこえる建築物の当該用途に供される部分において業として行なう環境衛生上の維持管理に関する実務(自らこれらの実務に従事する場合には、掃除その他これに類する単純な労務は含まれない。)又は環境衛生監視員として勤務
	第 2 種冷凍機械責任者免状	2年以上	
	臨床検査技師の免許	2年以上	
	第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状	1年以上	
	第 3 種電気主任技術者免状	2年以上	
	特級ボイラ技士免許	1年以上	
	1 級ボイラ技士免許	4年以上	
衛生管理者免許（学校教育法第 90 条の規定により大学に入学することができる者又は旧中等学校を卒業した者に限る。）	5年以上	同上（1,000 人を超える労働者を使用する事業場において衛生管理者として専任されていること。）	
他	厚生労働大臣が上記と同等以上の学歴及び実務の経験又は知識及び技能を有すると認める者		

第4 特定建築物の届出

1 届出

特定建築物所有者等は、当該特定建築物が使用されるに至ったとき又は建築物が特定建築物に該当することとなったときは、その日から1箇月以内に建築物の所在地を管轄する富山県各厚生センター所長又は富山市長あてに届け出なければならない。(法第5条第1項、第2項)

(富山県各厚生センター所長へ提出する様式) 特定建築物届書(県規則様式第1号)

(特定建築物届書記載上の留意点)

- (1) 届出者の住所、氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 特定建築物の所有者又は所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者が記載されているか。
 - 共有又は区分所有に係る特定建築物の場合にあっては、原則として代表者を決めた上で代表者が届出を行っているか。なお、これにより難しい場合には、当該共有者又は区分所有者の氏名及び住所を連記する方法とすること。ただし、この方法によった場合には、連記された共有者又は区分所有者の変更があった場合は、その都度変更届書の提出が必要となること。
 - 所有者以外に当該特定建築物全部の管理について権原を有する者が別の者に維持管理権原を移譲していないか。(この場合、全部の管理について権原を有することとならないので所有者が届出者となる。)
- (2) 特定建築物の名称
 - 一般に標榜されている名称があればその名称を、これがない場合には、当該特定建築物を特定するに足る適宜の名称が記載されているか。
- (3) 特定建築物の用途
 - 令第1条各号に掲げる区分による用途が記載されているか。
 - 複数の用途に供されている場合においては、当該用途が例記されているか。
 - 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供する場合にあっては、その旨が()書きされているか。
- (4) 特定用途部分の延べ面積及び建築物の延べ面積
 - 延べ面積の算定等において誤りがないか。
- (5) 特定建築物維持管理権原者の住所、氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - 当該特定建築物の維持管理について権原を有しているか。
 - 所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者が記載されているか。(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者が別の者に維持管理権原を移譲した場合、全部の管理について権原を有することとならないので所有者が届出者となる。)
- (6) 建築物環境衛生管理技術者の氏名等
 - 所有者は、建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の管理技術者である場合には、当該二以上の特定建築物の管理技術者となってもその業務の遂行に支障がないことを確認したか。
 - 建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物の管理技術者である場合において、所有者以外に特定建築物維持管理権原者があるときは、あらかじめ、当該特定建築物維持管理権原者の意見を聴いたか。
 - 建築物環境衛生管理技術者が、法第12条の2第1項の規定による事業の登録において人的要件とされている営業所の監督者等との兼務をしていないか。
- (7) 使用開始(該当)年月日
 - 特定建築物として使用されるに至った年月日が記載されているか。
 - 特定建築物の一部についてその用途のために使用されるに至ったときは、その年月日が記載されているか。なお、特定建築物に該当するに至った年月日とは、用途の変更、増築による

延べ面積の増加等が行なわれた後、特定建築物として全部又は一部の使用が始められた年月日をいうものであること。

2 変更

特定建築物所有者等は、下表の届出事項に変更があったときは、その日から1箇月以内に建築物の所在地を管轄する富山県各厚生センター所長又は富山市長あてに届け出なければならない。(法第5条第3項)

ただし、市町村合併に伴う住居表示の変更については、行政で把握できるため変更届書の提出は不要である。(平成16年8月23日付け食衛第15278号富山県厚生部食品生活衛生課長通知)

(富山県各厚生センター所長へ提出する様式) 特定建築物変更届書(県規則様式第2号)

届出が必要な変更事項

- ① 特定建築物の名称
- ② 特定建築物の所在場所
- ③ 特定建築物の用途
- ④ 特定用途部分及び建築物の延べ面積
- ⑤ 特定建築物の構造設備の概要
- ⑥ 特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)
- ⑦ 特定建築物所有者等の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)
- ⑧ 建築物環境衛生管理技術者の氏名、住所及び免状番号並びにその者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあつては、当該特定建築物の名称及び所在場所

3 廃止

特定建築物所有者等は、特定建築物に該当しないこととなったときは、その日から1箇月以内に建築物の所在地を管轄する富山県各厚生センター所長又は富山市長あてに届け出なければならない。(法第5条第3項)

(富山県各厚生センター所長へ提出する様式) 特定建築物廃止届書(県規則様式第3号)

4 給水用防錆剤の使用

(1) 届出

特定建築物所有者等は、特定建築物の給水システムの維持管理のため、防錆剤を使用したときは、当該特定建築物の所在場所を所管する富山県各厚生センター所長あてに届け出なければならない。(建築物環境衛生事務取扱要領(以下「要領」という。)第5条第1項)

(富山県各厚生センター所長へ提出する様式) 給水用防錆剤使用届(要領様式第5号)

防錆剤の使用に際しては、十分な知識及び技能を有する防錆剤管理責任者を選任すること。防錆剤管理責任者は、防錆剤の注入及び管理に関する一切の業務を行う者をいう。

防錆剤管理責任者の資格 ※1

防錆剤管理責任者の資格は次のいずれかに該当するものとする。

- 1 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者
- 2 次の基準に適合する防錆剤管理責任者のための講習を修了した者
 - (1) 次のいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物の維持管

理に関する実務に従事した者

イ アに掲げる者と同等以上の学歴及び実務の経験を有する者

(2) 講習会の科目及び時間数は、次のとおりであること。

ア 建築物環境衛生制度 1時間以上

イ 水質衛生 1時間以上

ウ 給水設備の概要及び維持管理 2時間以上

エ 給水用防錆剤の物理的・化学的性状 1時間以上

オ 防錆機構 1時間以上

カ 給水用防錆剤の使用・管理方法 8時間以上

(3) 講師は(2)に掲げる各科目を教授するのに適当であると認められる者であること。

(4) 同時に一講師の教授を受ける者の数は、おおむね50人以下であること。

(5) 受講料は、適当と認められる額であること。

(6) 課程修了の認定が適正に行われること。

(7) 運営が適正に行われること。

※1 平成14年3月26日健衛発第0326002号厚生労働省健康局生活衛生課長通知

(2) 変更

特定建築物所有者等は、給水用防錆剤使用届出事項のうち下表の届出事項に変更があったときは、その変更内容を、当該特定建築物の所在場所を所管する富山県各厚生センター所長に届け出なければならない。(要領第5条第2項)

(富山県各厚生センター所長へ提出する様式) 給水用防錆剤変更届 (要領様式第6号)

変更届書の提出が必要な事項

①使用する防錆剤の種類(防錆剤を使用しなくなった場合も含む。)

②防錆剤管理責任者の住所・氏名

第5 特定建築物の立入検査等

特定建築物の立入検査、維持管理方法の改善の命令等都道府県知事の権限について、次のとおり規定されている。(法第11条、第12条)

なお、各厚生センターにおける立入検査の詳細については、要領に規定している。

1 報告、検査等

富山県各厚生センター所長又は富山市長は、必要と認める場合において、法の施行のため必要があるときは、特定建築物所有者等に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとされている。(法第11条)

ただし、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供されているものである場合には立入検査の権限はないが、当該国若しくは地方公共団体の長又はその委任を受けた者に対して、必要な説明又は資料の提供を求めることができるとされている。(法第13条第1項、第2項)

2 改善命令等

富山県知事又は富山市長は、前記1の権限を行使した場合において、当該特定建築物の維持管理が管理基準に従って行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができることとされている。(法第12条)

この命令又は処分を行なうことができる場合は、単に、管理基準違反があるだけでなく、それに

よって当該特定建築物を使用、利用する者の健康が現にそこなわれているか又はそこなうおそれが具体的に予見される場合等著しく不適當な状態にある場合である。

特定建築物所有者等に対する命令の内容は、維持管理方法の改善その他の必要な措置をとるべきこととされているが、これには、関係設備の補修、取替えが含まれる。

特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供されているものである場合には改善命令の権限はないが、当該国若しくは地方公共団体の長又はその委任を受けた者に対し、その旨を通知するとともに、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置を採るべきことを勧告することができる。（法第 13 条第 3 項）

○建築物環境衛生管理基準

項目	管理基準		頻度	測定方法 (位置・時間/機器・器具等)		
空気環境の調整	空気調和	機械換気	浮遊粉じんの量 0.15mg/m ³ 以下	2ヶ月以内ごとに1回、定期に測定	◎測定位置 通常の使用時間中、各階ごとに居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の位置において測定	1 グラスファイバーろ紙(0.3μmのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10μm以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器 2 1を標準として厚生労働大臣の登録を受けた者により校正された機器重量濃度測定器(光散乱法、反射率法、透過率法による測定器)
	空気調和	機械換気	一酸化炭素の含有率 100万分の6(=6ppm)以下		◎判定方法 1)遊離粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素 一日の使用時間中の平均値と基準とを比較。なお、始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な二時点において測定しその平均値をもって当該平均値として差し支えないこと。	1 検知管方式による一酸化炭素検定器 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 五酸化ヨウ素法、ホプカライト法による測定器、赤外線分析計等
	空気調和	機械換気	二酸化炭素の含有率 100万分の1000(=1000ppm)以下		2)温度、湿度、気流 居室内の通常の使用時間中常に基準に適合	1 検知管方式による二酸化炭素測定器 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 簡易定量法、水酸化バリウム法、ガス干渉計法による測定器等
	空気調和		温度 ・18℃以上28℃以下 ・居室における温度を外気より低くする場合は、その差を著しくしないこと(7℃以内)		3)ホルムアルデヒド 1 回実施。測定の際の資料採取時間は30分間 なお、測定結果が基準を超過した場合は、低減策に努めるとともに、翌年の測定期間中に1回、再度測定を実施すること	1 0.5度目盛りの温度計 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 乾湿球湿度計等
	空気調和		相対湿度 40%以上70%以下			1 0.5度目盛りの乾湿球湿度計 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 アスマン通風湿度計、アウグスト乾湿計等
	空気調和	機械換気	気流 0.5m/秒以下			1 0.2m/s以上の気流を測定することができる風速計 2 1と同程度以上の性能を有する測定器 カタ温度計、熱線風速計、熱体風速計等
	空気調和	機械換気	ホルムアルデヒドの量 0.1mg/m ³ 以下	新築、大規模の修繕又は大規模の模様替が完了し、使用開始した日以後最初の6月1日から9月30日までの期間中に1回測定		1 2、4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器 2 4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定する機器 3 厚生労働大臣が別に指定する機器
空気調和	病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置					
	冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合していること。(原則水道水を使用。やむを得ず地下水等を使用する場合には、給水・生活用水に準じた衛生上必要な措置を行う。)					
	冷却塔及び冷却水について、汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃及び換水等を行う		冷却塔の使用開始時と1か月以内ごとに1回、定期に行う			
	加湿装置について、汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃等を行う		加湿装置の使用開始時と1か月以内ごとに1回、定期に行う			
	空気調和設備内に設けられた排水受けについて、汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、清掃等を行う		排水受けの使用開始時と1か月以内ごとに1回、定期に行う			
冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃		1年以内ごとに1回、定期に行う				
排水の管理	排水設備の掃除		6月以内ごとに1回、定期に行う			
	技術上の基準に従い、設備の補修、掃除その他の設備の維持管理に努める					
掃除	清掃		日常行う清掃と6月以内ごとに1回、定期に統一行的に行う			
	技術上の基準に従い、清掃、掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努める					
ねずみ等の防除	ねずみ等の発生場所、生息場所、侵入経路並びにねずみ等による被害状況について調査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずる		6月以内ごとに1回、定期に統一行的に行う			
	技術上の基準に従い、ねずみ等の防除及び設備の維持管理に努める					
帳簿書類の備え付け	・特定建築物の維持管理に関する帳簿書類の5年保存 ・特定建築物の平面図、断面図、維持管理に関する設備の配置及び系統図の保存					

項目		管理基準	頻度	測定方法 (位置・時間/機器・器具等)				
給水・生活用水	給水栓における残留塩素	遊離残留塩素の含有率 (結合残留塩素の含有率)	100万分の0.1(=0.1ppm)以上 (100万分の0.4(=0.4ppm)以上)	7日以内ごとに1回、定期的に測定	給水栓	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法		
		給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合 遊離残留塩素の含有率(結合残留塩素の含有率)	100万分の0.2(=0.2ppm)以上 (100万分の1.5(=1.5ppm)以上)					
水質検査・使用水により検査項目異なる	水道水の場合	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物*、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物*、鉄及びその化合物、銅及びその化合物*、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物*、有機物(TOCの量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水質基準に適合	6月以内ごとに1回、定期的に測定(但し、*の項目が水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査については、省略可)	給水栓	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省令告示第261号)又はこれと同等以上の精度を有する方法		
		シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド(消毒副生成物)	毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期的に測定					
	地下水等の場合	基準項目検査(51項目)	給水を開始する前					
	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物*、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物*、鉄及びその化合物、銅及びその化合物*、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物*、有機物(TOCの量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	6月以内ごとに1回、定期的に測定(但し、*の項目が水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査については、省略可)						
	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド(消毒副生成物)	毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期的に測定						
	四塩化炭素、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、フェノール類	3年以内ごとに1回、定期的に測定						
中央式の給湯設備を設けている場合は、給水栓において人の飲用に供する水と同様の水質検査を実施する。但し、水温が55度以上に保持されている場合は、遊離残留塩素の含有率についての検査を省略できる。				人の飲用に供する水と同様				
施設の管理	貯水槽及び貯湯槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずる							
	給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準のうち必要な項目の検査を行う							
	地下水等を使用する場合は、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、水質基準のうち必要な項目の検査を行う							
	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる							
	貯水槽及び貯湯槽の掃除		1年以内ごとに1回、定期的に行う					
	水質基準に適合する水を供給するため、技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努める							
給水・雑用水 ※旅館の浴用水・水道法上の供給水を除く	給水栓における残留塩素	遊離残留塩素の含有率 (結合残留塩素の含有率)	100万分の0.1(=0.1ppm)以上 (100万分の0.4(=0.4ppm)以上)	7日以内ごとに1回、定期的に行う	給水栓	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法		
		給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合 遊離残留塩素の含有率(結合残留塩素の含有率)	100万分の0.2(=0.2ppm)以上 (100万分の1.5(=1.5ppm)以上)					
	水質検査	し尿を含む水を原水として用いないこと(水洗便所用水を除く)			7日以内ごとに1回、定期的に行う	採水可能で人体に影響のでやすいところ	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省令告示第261号)又はこれと同等以上の精度を有する方法	
		pH値		5.8以上8.6以下				
		臭気		異常でない				
		外観		ほとんど無色透明				
		大腸菌		不検出				
	水洗掃水・修景用水	濁度(水洗便所用水を除く)		2度以下	2月以内ごとに1回、定期的に行う			
		雑用水の水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずる						
		供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知する						
施設の管理	給水に関する設備を設けて雑用水を供給する場合は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努める							

事業登録編

第1 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録

登録制度は、近年の建築物の増加に伴い、建築物の所有者等の委託を受けて清掃、空気環境の測定等建築物内の環境衛生上の維持管理を業とする者が増加しており、これら事業者の資質の向上が建築物の衛生的環境を確保する上で重要であることを踏まえ、設けられたものである。

登録を受けた者以外の者は、登録を受けた旨の表示をすることはできないが、その業務を行うことについては何ら制限を加えるものではない。

なお、登録は営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うものである。

1 事業登録

(1) 事業区分

次の各号に掲げる事業を営んでいる者は、当該各号に掲げる事業の区分に従い、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。(法第12条の2)

号	業種	業務の内容	登録手数料
1号	建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)	35,000円
2号	建築物空気環境測定業	建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流)の測定を行う事業	35,000円
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業	35,000円
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業	35,000円
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業	35,000円
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業	35,000円
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業	35,000円
8号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業	48,000円

(2) 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行う。営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて受託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいう。従って、この要件に合致するものであれば、商業登記法による登記をした営業所に限られるものではない。

また、上記の考え方から、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできない。

(3) 登録の有効期間

登録の有効期間は6年である。従って、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録を受けなければならない。

(4) 登録の表示

登録を受けた者は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示ができる。

一方、登録を受けていない者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできない。

また、登録は営業所ごとに行われるものであるため、登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできない。従って、例えば本社で登録を受けても、登録を受けていない営業所が登録業者である旨の表示をすることはできない。

(5) 登録基準

登録基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について、登録に係る事業を行うのに必要かつ十分なものであり、かつ、事業者の実態、技術水準等からみて、過大な負担とならないよう配慮して定められたものである。

登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準(以下「物的要件」という。)、事業に従事する者の資格に関する基準(以下「人的要件」という。)及びその他の事項に関する基準(以下「その他の要件」という。)に大別される。

なお、登録営業所が、登録基準に適合しなくなったときは、都道府県知事はその登録を取り消すことができる。

2 申請

事業登録を受けようとする者は、富山県知事あてに事業登録申請書を提出すること。

都道府県知事は、登録を行ったときは、申請者に登録証明書を交付する。

登録事業申請書 (県規則様式第5号)

(1) 提出先

営業所の所在地を管轄する富山県各厚生センター又は富山市保健所

申請書は、登録を希望する年月日又は登録満了年月日のおおむね30日前から15日前に提出することが望ましい。

(2) 提出部数 正副2部

(3) 一般的留意点

ア 機械器具その他の設備(以下「機械器具等」という。)は各営業所に常備する必要がある。

なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合(他県にあるような場合を含む。)であっても、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象として差し支えない。また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様である。

イ 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならない。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象として扱っても差し支えない。

ウ 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められない。

エ 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできない。

オ 監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできない。

これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は、最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

カリキュラム例は、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について（平成25年1月21日付け健衛発0121第1号）の別添参照のこと。

<カリキュラムの考え方>

- ① 7時間以上を確保する。
- ② 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
- ③ 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

キ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができる。

なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができる。

- ① 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
- ② 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
- ③ 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。
- ④ 機械器具等は組合の所有であることが望ましいが、組合員の所有であっても、組合の営業所において必要とするときには自由に用いることができることが確実と認められる場合（成文の内規又は規約があること。）には、登録の要件とすることができるものであること。

3 変更

登録を受けた者は、次表に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。（省令第33条）

ただし、市町村合併に伴う住居表示の変更については、行政で把握できるので変更届書の提出は不要である。（平成16年8月23日付け食衛第15278号富山県厚生部食品生活衛生課長通知）

登録事業変更届（県規則様式第6号）

届出が必要な変更事項

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ②登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ③事業の用に供する主要な機械器具その他の設備
- ④清掃作業監督者、空気環境測定実施者、ダクト清掃作業監督者、水質検査実施者、貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃作業監督者、防除作業監督者、統括管理者及び空調給排水管理監督者
- ⑤作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法

- (1) 提出先 営業所の所在地を管轄する富山県各厚生センター又は富山市保健所
- (2) 提出部数 正副2部
- (3) 留意事項

- ア 個人経営の登録業者の経営者が変更となった場合には、登録を受けた主体が変更することとなるので、引き続き登録業者である旨の表示をするためには原則として登録を受け直す必要がある。しかし、経営の一体性が保たれたまま経営が承継されていると考えられるときは、変更届で足りる。
- イ 主要な機械器具等、監督者等並びに作業の方法及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法に変更が生じ、変更があった日から 30 日以内にその届出がない場合でも、そのことのみで登録を取り消すことはできない。
なお、変更後において登録基準に適合していない場合は、変更届の有無にかかわらず登録を取り消すことは可能であるが、例えば監督者等が急に退職し、新たな監督者等を養成中である場合のように、やむを得ない事情があり、かつ、近い将来登録基準を満たすことが明らかである場合には、早急に登録基準を満たすこととするよう指導されたい。
- ウ 登録事項に変更があり、登録証明書を再交付の求めがあった場合は、富山県では証明願いにより対応する。(証明手数料 一通につき 450 円)
- エ 富山県内での営業所の移転については、登録事業申請ではなく、登録事業変更届(営業所の所在地の変更など)の提出で差し支えない。

4 廃止

登録を受けた者は、登録に係る事業を廃止したときは、その日から 30 日以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。(省令第 33 条)

登録事業廃止届 (県規則様式第 7 号)

- (1) 提出先 営業所の所在地を管轄する富山県各厚生センター又は富山市保健所
- (2) 提出部数 正副 2 部

第2 事業登録申請及び登録基準

建築物清掃業（1号）

建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）

1 登録基準（省令第25条）

<物的要件>

- (1) 真空掃除機
- (2) 床みがき機

<人的要件>

- (1) 清掃作業監督者

次の①②の両方の要件に該当する者であること。

- ① 次のいずれかの者

- ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定（ビルクリーニングの職種（等級の区分が1級のものに限る。）に係るもの）に合格した者
- ・平成28年4月1日以前に、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定（ビルクリーニングの職種に係るもの）に合格した者
- ・技能審査認定規定（昭和48年労働省告示第54号）に基づく厚生労働大臣の認定を受けたビルクリーニング技能審査に合格した者（当分の間は認める）
- ・環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者

- ②厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

- (2) 清掃作業従事者

次の要件に該当する研修を修了した者であること。

- ①清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ④研修の指導に当たる者が、③の研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。

<その他の要件>

（平成14年厚生労働省告示第117号）

- (1) 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持材の塗装の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- (2) カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- (3) 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- (4) 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- (5) 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- (6) 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、

補修、消毒等を行うこと。

- (7) (1)から(6)までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- (8) (7)に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
- (9) 作業及び維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名又は名称、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により受託者の業務の方法が(1)～(6)までの要件を満たしていることを常時把握すること。
- (10) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	申請書記載上の留意点
事業登録申請書	県規則第5号	<input type="checkbox"/> 法人が申請者である場合には、代表者の住所（居住地）が記載されているか。
機械器具の概要	県規則第8号	<input type="checkbox"/> 登録基準の物的要件に示す機械器具がすべて記載されているか。
監督者等名簿	県規則第9号	<input type="checkbox"/> 資格の種別欄に、資格等の名称及び資格等の取得番号が記載されているか。
監督者等の資格を証明する書類	—	<input type="checkbox"/> 清掃作業監督者の資格を証する書類が添付されているか。 <input type="checkbox"/> 清掃作業監督者（再）講習会修了証書は、（再）講習会の課程を修了した日から6年を経過していないか。
研修実施状況	県規則第10号	<input type="checkbox"/> 清掃作業に従事する者すべてが年1回以上研修を受けているか。（対象従業員数と参加従業員数が一致しているか。） <input type="checkbox"/> 研修の内容には、次の事項が記載されているか。 ・清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法 ・清掃作業の安全及び衛生に関するもの <input type="checkbox"/> 指導者は、研修の内容を指導するのに適当と認められる者であるか。 <input type="checkbox"/> 初めて登録しようとする場合には、今後1年間の計画について記入があるか。なお、人的要件とされている作業従事者の研修実績については書面等で確認すること。 <input type="checkbox"/> 2回目以降の登録の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入があるか。 <input type="checkbox"/> 指定団体の証明欄には、登録を受けようとする者が実施した場合には自らの証明、他の者が実施した場合には当該団体の証明がなされているか。
作業実施及び維持管理方法	県規則第11号	<input type="checkbox"/> 作業実施方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・作業班の編成、作業班ごとの監督者等の氏名、使用する機械器具 ・作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。） ・清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法 ・作業報告作成の手順 <input type="checkbox"/> 使用する機械器具その他の設備の維持管理方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・機械器具等の点検の方法 <input type="checkbox"/> 作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合には、次の事項が記載されているか。 ・受託者名 ・委託する際の手順 ・委託した業務の実施状況の把握方法

注) 図面：添付不要

建築物空気環境測定業（2号）

建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業

1 登録基準（省令第26条）

<物的要件>

- (1) 浮遊粉じん測定器（グラスファイバーろ紙（ $0.3\mu\text{m}$ のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器^{※1}）
- (2) 一酸化炭素測定器（検知管方式又は同程度以上の性能を有する測定器^{※2}）
- (3) 二酸化炭素測定器（検知管方式又は同程度以上の性能を有する測定器^{※3}）
- (4) 温度計（0.5度目盛又は同程度以上の性能を有する測定器^{※4}）
- (5) 乾湿球湿度計（0.5度目盛又は同程度以上の性能を有する測定器^{※5}）
- (6) 風速計（ 0.2m/s 以上の気流を測定できる風速計又は同程度以上の性能を有する測定器^{※6}）
- (7) 空気環境の測定作業に必要な器具^{※7}

※1 1年以内ごとに1回較正を受けていること。

ろ紙捕集による重量濃度測定器により較正することができる測定器は、光散乱法による測定器、反射率法による測定器、透過率法による測定器がある。これらの測定器は、あらかじめ一定の方法により標準となる測定器と較正しておくことにより、それぞれの測定値を重量濃度に換算できるものであること。

※2 五酸化ヨウ素法、ホプカライト法による測定器、赤外線分析計等

※3 簡易定量法、水酸化バリウム法、ガス干渉計法による測定器等

※4 乾湿球湿度計等

※5 アスマン通風湿度計、アウグスト乾湿計等

※6 カタ温度計、熱線風速計、熱体風速計等

※7 測定器固定スタンド等

<人的要件>

(1) 空気環境測定実施者

次のいずれかの要件に該当する者であること。

- ① 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- ② ①と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - ・ 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者。ただし、登録有効期間経過後、引き続きその者を空気環境測定実施者として再登録を受ける場合は、①の講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者であること。

<その他の要件>

（平成14年厚生労働省告示第117号）

- (1) 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。
- (2) 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。
- (3) 測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- (4) 空気環境測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名又は

名称、委託する業務範囲及び委託期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)、(3)に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。

- (5) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いるその他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	申請書記載上の留意点
事業登録申請書	県規則第5号	<input type="checkbox"/> 法人が申請者である場合には、代表者の住所（居住地）が記載されているか。
機械器具の概要	県規則第8号	<input type="checkbox"/> 登録基準の物的要件に示す機械器具がすべて記載されているか。 <input type="checkbox"/> 浮遊粉じん測定器の較正を1年以内ごとに1回行っているか。→書面で確認すること。（登録較正機関：(公財)日本建築衛生管理教育センター）
監督者等名簿	県規則第9号	<input type="checkbox"/> 資格の種別欄に、資格等の名称及び資格等の取得番号が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者は、全員が記載されているか。
監督者等の資格を証明する書類	—	<input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者の資格を証する書類が添付されているか。 <input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者（再）講習会修了証は、（再）講習会の課程を修了した日から6年を経過していないか。
作業実施及び維持管理方法	県規則第11号	<input type="checkbox"/> 作業実施方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・作業班の編成、作業班ごとの監督者等の氏名、使用する機械器具 ・空気環境の測定方法 ・測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 <input type="checkbox"/> 使用する機械器具その他の設備の維持管理方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保存方法 <input type="checkbox"/> 作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合には、次の事項が記載されているか。 ・受託者名 ・委託する際の手順 ・委託した業務の実施状況の把握方法

注) 研修実施状況（県規則第10号）、図面：添付不要

建築物空気調和用ダクト清掃業（3号）

建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業

1 登録基準（省令第26条の3）

<物的要件>

- (1) 電気ドリル及びシャワー又はニブラ※¹
- (2) 内視鏡（写真を撮影することができるものに限る。）
- (3) 電子天びん又は化学天びん※²
- (4) コンプレッサー
- (5) 集じん機
- (6) 真空掃除機

※¹ ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。

※² 1mg以上の分解能を有するものに限る。

<人的要件>

- (1) 空気調和用ダクト清掃作業監督者

次のいずれかの要件に該当する者であること。

- ①厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- ②①と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者が①の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

- (2) 空気調和用ダクト清掃作業従事者

次の要件に該当する研修を修了した者であること。

- ①空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③研修の内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに空気調和用ダクト清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ④研修の指導に当たる者が、③の研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。

<その他の要件>

（平成14年厚生労働省告示第117号）

- (1) ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- (2) 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- (3) 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- (4) 清掃後送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- (5) 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

- (6) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名又は名称、委託する業務範囲及び委託期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)～(5)までの要件を満たしていることを常時把握すること。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	申請書記載上の留意点
事業登録申請書	県規則第5号	<input type="checkbox"/> 法人が申請者である場合には、代表者の住所（居住地）が記載されているか。
機械器具の概要	県規則第8号	<input type="checkbox"/> 登録基準の物的要件に示す機械器具がすべて記載されているか。
監督者等名簿	県規則第9号	<input type="checkbox"/> 資格の種別欄に、資格等の名称及び資格等の取得番号が記載されているか。
監督者等の資格を証明する書類	—	<input type="checkbox"/> ダクト清掃作業監督者の資格を証する書類が添付されているか。 <input type="checkbox"/> ダクト清掃作業監督者（再）講習会修了証書は、（再）講習会の課程を修了した日から6年を経過していないか。
研修実施状況	県規則第10号	<input type="checkbox"/> ダクト清掃作業に従事する者すべてが年1回以上研修を受けているか。（対象従業員数と参加従業員数が一致しているか。） <input type="checkbox"/> 研修の内容には、次の事項が記載されているか。 ・ 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用法 ・ 空気調和用ダクト清掃作業の安全及び衛生に関するもの <input type="checkbox"/> 指導者は、研修の内容を指導するのに適当と認められる者であるか。 <input type="checkbox"/> 初めて登録しようとする場合には、今後1年間の計画について記入があるか。なお、人的要件とされている作業従事者の研修実績については書面等で確認すること。 <input type="checkbox"/> 2回目以降の登録の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入があるか。 <input type="checkbox"/> 指定団体の証明欄には、登録を受けようとする者が実施した場合には自らの証明、他の者が実施した場合には当該団体の証明がなされているか。
作業実施及び維持管理方法	県規則第11号	<input type="checkbox"/> 作業実施方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・ 作業班の編成、作業班ごとの監督者等の氏名、使用する機械器具 ・ 作業工程（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。） ・ ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法 ・ 作業報告作成の手順 <input type="checkbox"/> 使用する機械器具その他の設備の維持管理方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・ 機械器具等の点検の方法 <input type="checkbox"/> 作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合には、次の事項が記載されているか。 ・ 受託者名 ・ 委託する際の手順 ・ 委託した業務の実施状況の把握方法

注) 図面：添付不要

建築物飲料水水質検査業（4号）

建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上覧に掲げる事項について同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により水質検査を行う事業

1 登録基準（省令第27条）

<物的要件>

- (1) 高压蒸気滅菌器及び恒温器
 - (2) フレームレス-原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ-質量分析装置
 - (3) イオンクロマトグラフ
 - (4) 乾燥器
 - (5) 全有機炭素定量装置
 - (6) pH計
 - (7) 分光光度計又は光電光度計
 - (8) ガスクロマトグラフ-質量分析計
 - (9) 電子天びん又は化学天びん
- (設備) 水質検査を適確に行うことができる検査室^{※1}

※1 次の要件を満たしていること。

- ・実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- ・実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ・ドラフトチャンバーが設置されていること。
- ・必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- ・細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていること。
- ・天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

<人的要件>

- (1) 水質検査実施者
次のいずれかの要件に該当する者であること。
 - ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ②臨床検査技師であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ③学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
 - ④①～③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - ・技術士法第2条に規定する技術士（上下水道部門もしくは衛生工学部門に限る。）
 - ・学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部科学大臣の行う資格検定に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度等から判断して、①又は③に掲げる者と同等以上の学歴を有すると認められるもの（ただし①又は③に規定する実務経験を有することを必要とする。）
 - ・計量法に基づく計量士（本県における運用）

<その他の要件>

(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)

- (1) 水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- (2) 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- (3) 水質検査の結果を 5 年間保存すること。
- (4) 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- (5) 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- (6) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名又は名称、委託する業務範囲及び委託期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)、(2)、(4)及び(5)の要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	申請書記載上の留意点
事業登録申請書	県規則第 5 号	<input type="checkbox"/> 法人が申請者である場合には、代表者の住所（居所）が記載されているか。
機械器具の概要	県規則第 8 号	<input type="checkbox"/> 登録基準の物的要件に示す機械器具がすべて記載されているか。
監督者等名簿	県規則第 9 号	<input type="checkbox"/> 資格の種別欄に、資格等の名称及び資格等の取得番号が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 水質検査実施者は、全員が記載されているか。
監督者等の資格を証明する書類	—	<input type="checkbox"/> 水質検査実施者の資格を証する書類が添付されているか。（注 2 参照） <input type="checkbox"/> 実務従事証明書は、登録業の申請者が水質検査実施者の実務経験を証明しているか。（注 3 参照）
作業実施及び維持方法	県規則第 11 号	<input type="checkbox"/> 作業実施方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・作業班の編成、作業班ごとの監督者等の氏名、使用する機械器具 ・水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。） ・試薬及び標準物質の保管方法 ・測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 <input type="checkbox"/> 使用する機械器具その他の設備の維持管理方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名 ・機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法 <input type="checkbox"/> 作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合には、次の事項が記載されているか。 ・受託者名 ・委託する際の手順 ・委託した業務の実施状況の把握方法
図面	—	<input type="checkbox"/> 登録に必要な機械器具等の設置場所が平面図に記載されているか。

注 1) 研修実施状況（県規則第 10 号）：添付不要

注2) 水質検査実施者の資格を証する書類

資格の種類	提出する書類
①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書（又はその写し） ・実務従事証明書
②臨床検査技師であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床検査技師免許証の写し ・実務従事証明書
③学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書（又はその写し） ・実務従事証明書
④①～③に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者	
<ul style="list-style-type: none"> ・技術士法第2条に規定する技術士（上下水道部門もしくは衛生工学部門に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術士登録証の写し
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部科学大臣の行う資格検定に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度等から判断して、①又は③に掲げる者と同等以上の学歴を有すると認められるもの（ただし①又は③に規定する実務経験を有することを必要とする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書（又はその写し） ・実務従事証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・計量法に基づく計量士（本県における運用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・計量士登録書の写し

注3) 実務従事証明書の様式例

(様式例)

実 務 従 事 証 明 書

水質検査実施者（氏 名）は、次のとおり水質検査の実務に従事したことを証明します。

実務従事期間：
 実務従事場所：
 実務の内容：

年 月 日

富山県知事 殿

登録申請者住所・氏名及び印
 （法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

建築物飲料水貯水槽清掃業（5号）

受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

1 登録基準（省令第28条）

<物的要件>

(1) 揚水ポンプ

(2) 高圧洗浄機

(3) 残水処理機

(4) 換気ファン

(5) 防水型照明器具

(6) 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること

(設備) 機械器具を適切に保管することができる専用の保管庫※1

※1 次の要件を満たしていること。

なお、貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。

- ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ・機械器具を置く棚、箱等は水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ・他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・保管庫は施錠ができ、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- ・原則として、自動車を保管庫とすることはできない。ただし、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認める。

- ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ・機械器具を置く棚、箱等は水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ・自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

<人的要件>

(1) 貯水槽清掃作業監督者

次のいずれかの要件に該当する者であること。

- ①厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過していない者
- ②①と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を貯水槽清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者が①の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

(2) 貯水槽清掃作業従事者

次の要件に該当する研修を修了した者であること。

- ①貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③研修の内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ④研修の指導に当たる者が、③の研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。

<その他の要件>

(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)

- (1) 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- (2) 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- (3) 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて 2 回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- (4) 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は、100 万分の 0.2 以上 結合残留塩素の場合は、100 万分の 1.5 以上
2	色度	5 度以下であること
3	濁度	2 度以下であること
4	臭気	異常でないこと
5	味	異常でないこと

- (5) 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- (6) 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名又は名称、委託する業務範囲及び委託期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)～(5)までの要件を満たしていることを常時把握すること。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	申請書記載上の留意点
事業登録申請書	県規則第 5 号	□法人が申請者である場合には、代表者の住所（居住地）が記載されているか。
機械器具の概要	県規則第 8 号	□登録基準の物的要件に示す機械器具がすべて記載されているか。
監督者等名簿	県規則第 9 号	□資格の種別欄に、資格等の名称及び資格等の取得番号が記載されているか。
監督者等の資格を証明する書類	—	□貯水槽清掃作業監督者の資格を証する書類が添付されているか。 □貯水槽清掃作業監督者（再）講習会修了証書は、（再）講習会の課程を修了した日から 6 年を経過していないか。

研修実施状況	県規則 第10号	<input type="checkbox"/> 貯水槽清掃作業に従事する者すべてが年1回以上研修を受けているか。 (対象従業員数と参加従業員数が一致しているか。)
		<input type="checkbox"/> 研修の内容には、次の事項が記載されているか。 ・貯水槽の清掃作業に用いる機械器具の使用方法 ・貯水槽清掃作業の安全及び衛生に関するもの
		<input type="checkbox"/> 指導者は、研修の内容を指導するのに適当と認められる者であるか。
		<input type="checkbox"/> 初めて登録しようとする場合には、今後1年間の計画について記入があるか。なお、人的要件とされている作業従事者の研修実績については書面等で確認すること。 <input type="checkbox"/> 2回目以降の登録の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入があるか。
		<input type="checkbox"/> 指定団体の証明欄には、登録を受けようとする者が実施した場合には自らの証明、他の者が実施した場合には当該団体の証明がなされているか。
作業実施及び維持管理方法	県規則 第11号	<input type="checkbox"/> 作業実施方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・作業班の編成、作業班ごとの監督者等の氏名、使用する機械器具 ・作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。） ・使用する塩素剤の名称及び使用方法 ・従事者の検便等の時期及び検査機関 ・作業報告作成の手順
		<input type="checkbox"/> 使用する機械器具その他の設備の維持管理方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法 ・機械器具等の点検の方法 ・保管庫の管理責任者の氏名
		<input type="checkbox"/> 作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合には、次の事項が記載されているか。 ・受託者名 ・委託する際の手順 ・委託した業務の実施状況の把握方法
図面	—	<input type="checkbox"/> 登録に必要な機械器具等の設置場所が平面図に記載されているか。

建築物排水管清掃業（6号）

建築物の排水管の清掃を行う事業

1 登録基準（省令第28条の3）

<物的要件>

- (1) 内視鏡^{※1}（写真を撮影することができるものに限る。）
- (2) 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
- (3) ワイヤ式管清掃機
- (4) 空圧式管清掃機
- (5) 排水ポンプ

排水管の清掃に専用であること

（設備）機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫^{※2}

※1 ケーブルの長さが15m程度以上のものに限る。

※2 次の要件を満たしていること。

なお、排水管清掃作業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管すること。

- ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ・機械器具を置く棚、箱等は水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ・他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・保管庫は施錠ができ、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。
- ・原則として、自動車を保管庫とすることはできない。ただし、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認める。

- ・機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ・機械器具を置く棚、箱等は水切り水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ・機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ・自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

<人的要件>

(1) 排水管清掃作業監督者

次のいずれかの要件に該当する者であること。

- ①厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- ②①と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を排水管の清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者が①の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

(2) 排水管清掃作業従事者

次の要件に該当する研修を修了した者であること。

- ①排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③研修の内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ④研修の指導に当たる者が、③の研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。

<その他の要件>

(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)

- (1) 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。
- (2) 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。
- (3) 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。
- (4) 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。
- (5) 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- (6) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名又は名称、委託する業務範囲及び委託期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)～(5)までの要件を満たしていることを常時把握すること。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	申請書記載上の留意点
事業登録申請書	県規則第5号	<input type="checkbox"/> 法人が申請者である場合には、代表者の住所（居住地）が記載されているか。
機械器具の概要	県規則第8号	<input type="checkbox"/> 登録基準の物的要件に示す機械器具がすべて記載されているか。
監督者等名簿	県規則第9号	<input type="checkbox"/> 資格の種別欄に、資格等の名称及び資格等の取得番号が記載されているか。
監督者等の資格を証明する書類	—	<input type="checkbox"/> 排水管清掃作業監督者の資格を証する書類が添付されているか。 <input type="checkbox"/> 排水管清掃作業監督者（再）講習会修了証は、（再）講習会の課程を修了した日から6年を経過していないか。
研修実施状況	県規則第10号	<input type="checkbox"/> 排水管清掃作業に従事する者すべてが年1回以上研修を受けているか。（対象従業員数と参加従業員数が一致しているか。） <input type="checkbox"/> 研修の内容には、次の事項が記載されているか。 ・ 排水管清掃作業に用いる機械器具の使用法 ・ 排水管清掃作業の安全及び衛生に関するもの <input type="checkbox"/> 指導者は、研修の内容を指導するのに適当と認められる者であるか。 <input type="checkbox"/> 初めて登録しようとする場合には、今後1年間の計画について記入があるか。なお、人的要件とされている作業従事者の研修実績については書面等で確認すること。 <input type="checkbox"/> 2回目以降の登録の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画につ

		いて記入があるか。 <input type="checkbox"/> 指定団体の証明欄には、登録を受けようとする者が実施した場合には自らの証明、他の者が実施した場合には当該団体の証明がなされているか。
作業実施及び維持管理方法	県規則第11号	<input type="checkbox"/> 作業実施方法欄には、次の事項が記載されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・作業班の編成、作業班ごとの監督者等の氏名、使用する機械器具 ・作業工程（排水管清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。） ・作業報告作成の手順
		<input type="checkbox"/> 使用する機械器具その他の設備の維持管理方法欄には、次の事項が記載されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・機械器具等の点検の方法 ・保管庫の管理責任者の氏名
		<input type="checkbox"/> 作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合には、次の事項が記載されているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・受託者名 ・委託する際の手順 ・委託した業務の実施状況の把握方法
図面	—	<input type="checkbox"/> 登録に必要な機械器具等の設置場所が平面図に記載されているか。

建築物ねずみ昆虫等防除業（7号）

建築物におけるねずみ昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物^{※1}の防除を行う事業

- ※1 ねずみ、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物のことをいい、シロアリ等のような建築物の構造物に食害を及ぼすような動物は該当しない。

1 登録基準（省令第29条）

<物的要件>

- (1) 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
- (2) 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
- (3) 噴霧機及び散粉機
- (4) 真空掃除機
- (5) 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器（設備）機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫^{※2}

※2 次の要件を満たしていること。

- ・機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- ・薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- ・機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- ・他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ・保管庫は施錠ができ、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。
- ・原則として、自動車を保管庫とすることはできない。ただし、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認める。

- ・機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- ・薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- ・機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- ・自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ・自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ・冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
- ・薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

<人的要件>

- (1) 防除作業監督者
次のいずれかの要件に該当する者であること。
 - ①厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
 - ②①と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
→当面、一律に定めることは予定していない。

(2) 防除作業従事者

次の要件に該当する研修を修了した者であること。

- ①ねずみ等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③研修の内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ④研修の指導に当たる者が、③の研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。

<その他の要件>

(平成 14 年厚生労働省告示第 117 号)

- (1) ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- (2) 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- (3) 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- (4) 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- (5) ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- (6) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- (7) ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名又は名称、委託する業務範囲及び委託期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)～(6)までの要件を満たしていることを常時把握すること。
- (8) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみの防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。（規則第 4 条の 5 第 2 項第 2 号）

2 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	申請書記載上の留意点
事業登録申請書	県規則第 5 号	<input type="checkbox"/> 法人が申請者である場合には、代表者の住所（居住地）が記載されているか。
機械器具の概要	県規則第 8 号	<input type="checkbox"/> 登録基準の物的要件に示す機械器具がすべて記載されているか。
監督者等名簿	県規則第 9 号	<input type="checkbox"/> 資格の種別欄に、資格等の名称及び資格等の取得番号が記載されているか。
監督者等の資格を証明する書類	—	<input type="checkbox"/> 防除作業監督者の資格を証する書類が添付されているか。 <input type="checkbox"/> 防除作業監督者（再）講習会修了証は、（再）講習会の課程を修了した日から 6 年を経過していないか。

研修実施状況	県規則 第 10 号	<input type="checkbox"/> 防除作業に従事する者すべてが年 1 回以上研修を受けているか。(対象従業員数と参加従業員数が一致しているか。)
		<input type="checkbox"/> 研修の内容には、次の事項が記載されているか。 ・防除作業に用いる機械器具の使用法 ・防除作業の安全及び衛生に関するもの
		<input type="checkbox"/> 指導者は、研修の内容を指導するのに適当と認められる者であるか。
		<input type="checkbox"/> 初めて登録しようとする場合には、今後 1 年間の計画について記入があるか。なお、人的要件とされている作業従事者の研修実績については書面等で確認すること。 <input type="checkbox"/> 2 回目以降の登録の場合は、過去 6 年間の実績及び今後 1 年間の計画について記入があるか。
		<input type="checkbox"/> 指定団体の証明欄には、登録を受けようとする者が実施した場合には自らの証明、他の者が実施した場合には当該団体の証明がなされているか。
作業実施及び維持管理方法	県規則 第 11 号	<input type="checkbox"/> 作業実施方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・作業班の編成、作業班ごとの監督者等の氏名、使用する機械器具 ・作業工程（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。） ・使用する薬剤の種類 ・薬剤の保管方法 ・作業報告作成の手順
		<input type="checkbox"/> 使用する機械器具その他の設備の維持管理方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・機械器具等の点検の方法 ・保管庫の管理責任者の氏名
		<input type="checkbox"/> 作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合には、次の事項が記載されているか。 ・受託者名 ・委託する際の手順 ・委託した業務の実施状況の把握方法
図面	－	<input type="checkbox"/> 登録に必要な機械器具等の設置場所が平面図に記載されているか。

建築物環境衛生総合管理業（8号）

建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のもを併せ行う事業

1 登録基準（省令第30条）

<物的要件>

- (1) 真空掃除機
- (2) 床みがき機
- (3) 浮遊粉じん測定器（グラスファイバーろ紙（ $0.3\mu\text{m}$ のステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。）を装着して相対沈降径がおおむね $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器、又は厚生労働大臣の登録した者により当該機器を標準として較正された機器^{※1}）
- (4) 一酸化炭素測定器（検知管方式又は同程度以上の性能を有する測定器^{※2}）
- (5) 二酸化炭素測定器（検知管方式又は同程度以上の性能を有する測定器^{※3}）
- (6) 温度計（0.5度目盛又は同程度以上の性能を有する測定器^{※4}）
- (7) 乾湿球湿度計（0.5度目盛又は同程度以上の性能を有する測定器^{※5}）
- (8) 風速計（0.2m/s以上の気流を測定できる風速計又は同程度以上の性能を有する測定器^{※6}）
- (9) 空気環境の測定作業に必要な器具^{※7}
- (10) 残留塩素測定器

※1 1年以内ごとに1回較正を受けていること。

ろ紙捕集による重量濃度測定器により較正することができる測定器は、光散乱法による測定器、反射率法による測定器、透過率法による測定器がある。これらの測定器は、あらかじめ一定の方法により標準となる測定器と較正しておくことにより、それぞれの測定値を重量濃度に換算できるものであること。

※2 五酸化ヨウ素法、ホプカライト法による測定器、赤外線分析計等

※3 簡易定量法、水酸化バリウム法、ガス干渉計法による測定器等

※4 乾湿球湿度計等

※5 アスマン通風湿度計、アウグスト乾湿計等

※6 カタ温度計、熱線風速計、熱体風速計等

※7 測定器固定スタンド等

<人的要件>

(1) 統括管理者

次の①②の両方の要件に該当する者であること。

①建築物環境衛生管理技術者免状を有する者

②厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

(2) 清掃作業監督者

次の①②の両方の要件に該当する者であること。

①次のいずれかの者

・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定（ビルクリーニングの職種（等級の区分が1級のものに限る。）に係るもの）に合格した者

・平成28年4月1日以前に、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定（ビルクリーニングの職種に係るもの）に合格した者

- ・技能審査認定規定（昭和 48 年労働省告示第 54 号）に基づく厚生労働大臣の認定を受けたビルクリーニング技能審査に合格した者（当分の間は認める）
 - ・環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者
- ②厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- (3) 空調給排水管理監督者（空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者）
次の①②の両方の要件に該当する者であること。
- ①次のいずれかの要件を満たす者
- ・職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項に規定する技能検定（ビル設備管理の職種に係るもの）に合格した者
 - ・建築物環境衛生管理技術者免状を有する者
- ②厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- (4) 空気環境測定実施者
次のいずれかの要件に該当する者であること。
- ①厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための（再）講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- ②①と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
- ・建築物環境衛生管理技術者免状を有する者。ただし、引き続きその者が空気環境測定実施者として再登録を受ける場合は、①の講習を修了し、修了した日から6年を経過していない者であること。
- (5) 清掃作業従事者
次の要件に該当する研修を修了した者であること。
- ①清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③研修の内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- ④研修の指導にあたる者が、③の研修内容を指導するのに適当と認められる者であること。
- (6) 空調給排水管理従事者及び飲料水水質検査従事者
次の要件に該当する研修を修了した者であること。
- ①空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- ②研修の運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること。

<その他の要件>

（平成 14 年厚生労働省告示第 117 号）

1 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法

- (1) 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持材の塗装の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。
- (2) カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。
- (3) 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。

- (4) 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。
- (5) 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。
- (6) 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。
- (7) (1)から(6)までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。
- (8) (7)に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

2 空気調和設備の維持管理

- (1) 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- (2) 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
- (3) 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- (4) ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (5) 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。
- (6) 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。
- (7) 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。

3 機械換気設備の維持管理

- (1) 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- (2) ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (3) 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。

4 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法

- (1) 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。
- (2) 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。
- (3) 測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。

5 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理

- (1) 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- (2) 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の上欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の下欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は、100万分の0.2以上 結合残留塩素の場合は、100万分の1.5以上
2	色度	5度以下であること
3	濁度	2度以下であること

4	臭気	異常でないこと
5	味	異常でないこと

- (3) 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (4) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (5) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (6) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- (7) 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌かくはん及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。
- (8) 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (9) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

6 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理

- (1) 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。
- (2) 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (3) 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (4) ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (5) 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検すること。
- (6) 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (7) 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

7 排水槽等の排水に関する設備の維持管理

- (1) トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認すること。
- (2) 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (3) 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。
- (4) フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

- 8 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認すること。

- 9 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名又は名称、委託する業務範囲及び委託期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から7までに掲げる要件(空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。)を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。

10 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

2 登録申請に必要な書類

必要書類	様式等	申請書記載上の留意点
事業登録申請書	県規則第5号	<input type="checkbox"/> 法人が申請者である場合には、代表者の住所（居住地）が記載されているか。
機械器具の概要	県規則第8号	<input type="checkbox"/> 登録基準の物的要件に示す機械器具がすべて記載されているか。
監督者等名簿	県規則第9号	<input type="checkbox"/> 資格の種別欄に、資格等の名称及び資格等の取得番号が記載されているか。
監督者等の資格を証明する書類	—	<input type="checkbox"/> 統括管理者の資格を証する書類が添付されているか。
		<input type="checkbox"/> 清掃作業監督者の資格を証する書類が添付されているか。
		<input type="checkbox"/> 空調給排水管理監督者の資格を証する書類が添付されているか。
		<input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者の資格を証する書類が添付されているか。
		<input type="checkbox"/> 空気環境測定実施者は、全員が記載されているか。
研修実施状況	県規則第10号	<input type="checkbox"/> 清掃、空調給排水作業に従事する者すべてが年1回以上研修を受けているか。（対象従業員数と参加従業員数が一致しているか。）
		<input type="checkbox"/> 研修の内容には、次の事項が記載されているか。 ・器具等及び作業に用いる資材の使用法 ・作業の安全及び衛生に関するもの
		<input type="checkbox"/> 指導者は、研修の内容を指導するのに適当と認められる者であるか。
		<input type="checkbox"/> 初めて登録しようとする場合には、今後1年間の計画について記入があるか。なお、人的要件とされている作業従事者の研修実績については書面等で確認すること。
		<input type="checkbox"/> 2回目以降の登録の場合は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入があるか。
作業実施及び維持管理方法	県規則第11号	<input type="checkbox"/> 作業実施方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・作業班の編成、作業班ごとの監督者等の氏名、使用する機械器具 ・作業工程（日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。） ・清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法 ・作業報告作成の手順 ・空気環境の測定方法 ・測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名 ・空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法 ・作業報告作成の手順
		<input type="checkbox"/> 使用する機械器具その他の設備の維持管理方法欄には、次の事項が記載されているか。 ・機械器具等の点検の方法 ・測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保存方法
		<input type="checkbox"/> 作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合には、次の事項が記載されているか。 ・受託者名 ・委託する際の手順

注) 図面：添付不要

第3 事業登録営業所の立入検査等

都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又はその職員に、登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。(法第12条の5)

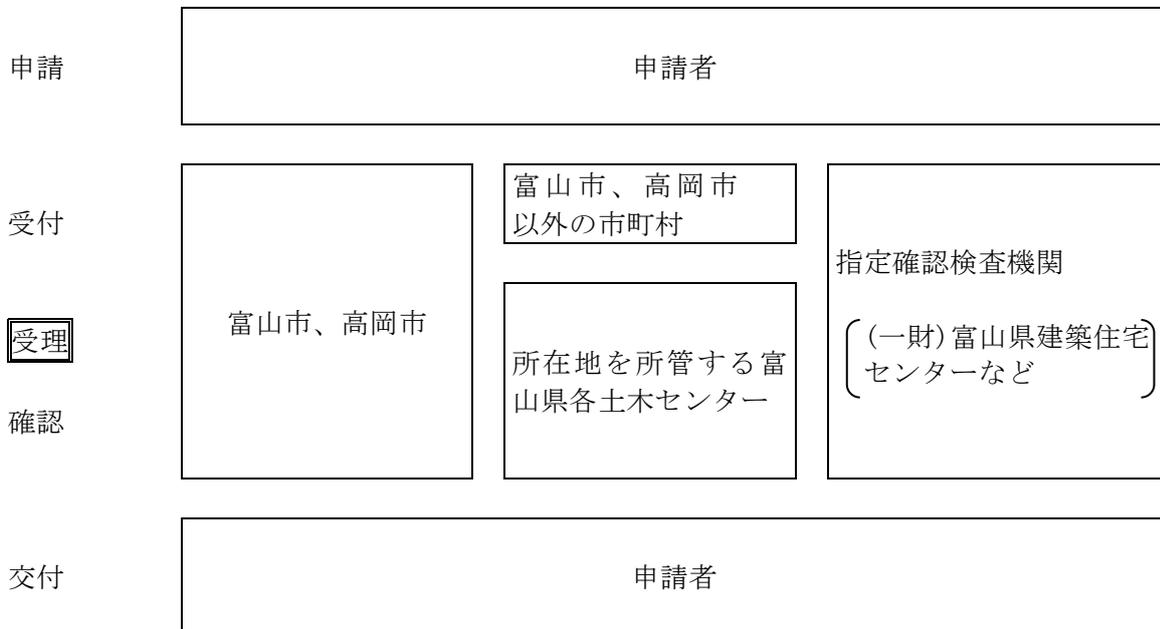
なお、本県における立入検査の詳細については、要領に規定している。

参 考 资 料 编

第1 建築確認申請

建築基準法第6条第1項

建築確認申請等 // 第6条の2第1項
 // 第18条第2項
 // 第87条第1項の準用



建築基準法第93条第5項により富山県各厚生センターへ遅滞なく通知

→ 同法第93条第6項により富山県厚生センター所長が必要であると認める場合は、意見を述べることができる。

<通知要件>	
・ 建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物に該当する建築物	
<通知内容>	
・ 建築主、建築物の用途・場所及び延べ面積 (建築物の個数について疑義がある場合は、建築主事に照会)	
<通知先>	
建築物の工事施工地又は所在地	通知先
黒部市、入善町、朝日町	新川厚生センター
魚津市	新川厚生センター 魚津支所
滑川市、舟橋村、上市町、立山町	中部厚生センター
高岡市	高岡厚生センター
射水市	高岡厚生センター 射水支所
氷見市	高岡厚生センター 氷見支所
砺波市、南砺市	砺波厚生センター
小矢部市	砺波厚生センター 小矢部支所
富山市	富山市保健所

第2 富山県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

平成14年3月29日

富山県規則第21号

最終改正 令和3年3月31日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特定建築物の届出の様式)

第2条 次の各号に掲げる省令第1条に規定する届書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、特定建築物の所在地を管轄する富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第1条に規定する厚生センター（以下「厚生センター」という。）の長に提出するものとする。

- (1) 省令第1条第1項に規定する届書 特定建築物届書（様式第1号）
- (2) 省令第1条第4項に規定する届出事項に変更があった旨の届書 特定建築物変更届書（様式第2号）
- (3) 省令第1条第4項に規定する特定建築物に該当しないこととなった旨の届書 特定建築物廃止届書（様式第3号）

2 前項第1号の届書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 特定建築物の所有者以外に省令第1条第1項第6号に規定する特定建築物維持管理権原者（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）がある場合（次号に掲げる場合を除く。）にあっては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- (2) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合にあっては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
- (3) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- (4) 特定建築物の所有者又は特定建築物の全部の管理について権原を有する者と建築物環境衛生管理技術者との関係を明らかにする書類（雇用又は委任に関する契約書の写し等）

3 第1項第2号の届書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 用途、延べ面積又は構造設備に変更があった場合にあっては、構造設備の概要（様式第4号）
- (2) 特定建築物の所有者以外の者が特定建築物維持管理権原者となった場合（次号に掲げる場合を除く。）にあっては、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- (3) 特定建築物の所有者以外の者が当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者となった

場合にあつては、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類

- (4) 建築物環境衛生管理技術者に変更があつた場合にあつては、前項第3号及び第4号に掲げる書類

(平14規則44・平22規則40・一部改正)

(登録事業の申請等の書類の様式)

第3条 次の各号に掲げる省令第31条第1項に規定する申請書又は省令第33条第1項の規定による届出の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、営業所の所在地を管轄する厚生センター（富山市の区域内にあつては、富山県知事の権限に属する事務の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）第2条の規定に基づく富山市）を経由して提出するものとする。

- (1) 省令第31条第1項に規定する申請書 事業登録申請書（様式第5号）
- (2) 省令第33条第1項の規定による登録事項に変更があつた旨の届出 登録事業変更届（様式第6号）
- (3) 省令第33条第1項の規定による登録に係る事業を廃止した旨の届出 登録事業廃止届（様式第7号）

2 前項の規定に基づき提出する申請書又は届書は、正副2通とする。

3 第1項第1号の申請書の省令に規定する添付書類のうち、次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 省令第31条第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号に規定する書面 機械器具の概要（様式第8号）
- (2) 省令第31条第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号並びに第9項第2号、第3号、第5号及び第6号に規定する書面 監督者等名簿（様式第9号）
- (3) 省令第31条第2項第3号、第4項第3号、第6項第4号、第7項第4号、第8項第4号並びに第9項第4号及び第7号に規定する書面 研修実施状況（様式第10号）
- (4) 省令第31条第2項第4号、第3項第3号、第4項第4号、第5項第4号、第6項第5号、第7項第5号、第8項第5号及び第9項第8号に規定する書面 作業実施及び維持管理方法（様式第11号）

4 第1項第2号の届出にあつては、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 主要な機械器具その他の設備の変更の場合 機械器具の概要（様式第8号）
- (2) 監督者等の変更の場合 監督者等名簿（様式第9号）
- (3) 作業実施及び維持管理方法の変更の場合 作業実施及び維持管理方法（様式第11号）

5 第1項第3号の届出にあつては、登録証明書を添付するものとする。

(平14規則44・平20規則48・一部改正)

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によりされている許可の申請、届出その他の手続は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の手続とみなす。

附 則（平成15年規則第6号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の富山県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

特定建築物届書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項又は同条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 建 築 物	名 称			
	所 在 場 所			
	用 途			
	構造設備の概要	別紙「構造設備の概要」のとおり		
特定用途部分の延べ面積		㎡（建築物の延べ面積 ㎡）		
特 定 建 築 物 維 持 管 理 権 原 者	氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
	住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
建 築 物 環 境 衛 生 管 理 技 術 者	氏 名		免 状	
	住 所		番 号	
	兼務して いる場合	特定建築物の名称		
		特定建築物の所在場所		
使用開始（該当） 年 月 日				

備考 添付書類

- (1) 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（(2)に掲げる場合を除く。）は、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- (2) 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合は、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
- (3) 建築物環境衛生管理技術者免状の写し
- (4) 特定建築物の所有者又は特定建築物の全部の管理について権原を有する者と建築物環境衛生管理技術者との関係を明らかにする書類（雇用又は委任に関する契約書の写し等）

様式第2号（第2条関係）

特定建築物変更届書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

特定建築物届書の届出事項に変更が生じたので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物	名 称	
	所 在 場 所	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項 (該 当 に ○ 印)	1 特定建築物所有者等 2 名称 3 所在場所 4 用途 5 延べ面積 6 構造設備 7 特定建築物維持管理権原者 8 建築物環境衛生管理技術者	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	注) 建築物環境衛生管理技術者の変更の場合は、氏名に加え、住所、免状番号、兼務状況（兼務している場合は特定建築物の名称・所在場所）を記載すること。

備考 添付書類

- (1) 変更項目欄の1に該当する場合であって、特定建築物の所有者以外の者が当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者となったときは、当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類
- (2) 変更項目欄の4から6までに該当する場合は、構造設備の概要（様式第4号）
- (3) 変更項目欄の7に該当する場合であって、特定建築物の所有者以外の者が特定建築物維持管理権原者となったとき（(1)に掲げる場合を除く。）は、当該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類
- (4) 変更項目欄の8に該当する場合は、建築物環境衛生管理技術者免状の写し及び特定建築物の所有者又は特定建築物の全部の管理について権原を有する者と建築物環境衛生管理技術者との関係を明らかにする書類（雇用又は委任に関する契約書の写し等）

様式第3号（第2条関係）

特定建築物廃止届書

年 月 日

富山県知事

殿

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

特定建築物に該当しなくなったので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律
第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 建 築 物	名 称	
	所 在 場 所	
廃 止 年 月 日		年 月 日
廃 止 理 由		

様式第4号 (第2条関係)

構造設備の概要

特定建築物		名 称				
		所在場所				
構 造	概 要	敷地面積	建築面積	建 物 構 造		
		m ²	m ²	鉄筋コンクリート	その他 ()	
	各 階 構 造		階	延べ面積 m ²	室数	用 途
			地下 2			
			〃 1			
			地上 1			
			〃 2			
			〃 3			
			〃 4			
			〃 5			
			〃 6			
			〃 7			
			〃 8			
			〃 9			
		〃 10				
	計					
設 備	空 気 環 境 の 調 整 機 器	概 要	項 目	内 容		
			方 式 (該当に○印)	1 空気調和設備 2 機械換気設備 3 その他 ()		
			設 備 場 所			
			型 式			
			台 数			
		設 備	機 器 種 別	機器名・型式	能 力	
			浄 化 設 備			
			加 湿 装 置			
			除 湿 装 置			
			送 風 機			
			熱 交 換 器			
			予 熱 (冷) 機			
			ボ イ ラ ー			
			冷 却 機			

設 備	飲料水の供給	水源の種別	上水道・簡易水道・専用水道・井戸		
			設備場所	容量・能力	構造
		受水槽			
		高架水槽			
		ポンプ			
		滅菌・ろ過器			
	雑用水の供給	水の種別	雨水・下水処理水・その他（ ）		
		用途	散水・修景用水・清掃用水・水洗便所用水・その他（ ）		
			設置場所	容量・能力	構造
		水槽			
	排水	排水場所	河川・下水道・排水路・その他		
			設置場所	容量・能力	構造
		浄化槽			
		汚水・排水槽			
		ポンプ			
	清掃		設置場所	容量・能力	型式・構造
		焼却炉等			
廃棄物の集積所					
清掃機器					
衛生管理業者等	清掃				
	空気環境測定				
	空気調和用ダクト清掃				
	水質検査				
	貯水槽清掃				
	排水管清掃				
	ねずみ等防除				
浄化槽保守点検					
備考					

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、その名称、主たる事務
所の所在地並びに代表者の氏名及び住所 〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定による事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登録区分 (該当に○印)		清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・ 飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・ 排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・ 環境衛生総合管理業 (※登録番号：)
営業所	名 称	
	所 在 地	TEL
	責任者の氏名	

備考

- 1 ※印には、以前に登録を受けていた場合に、その登録番号を記入すること。
- 2 添付書類
 - (1) 機械器具の概要（様式第8号）
 - (2) 監督者等名簿（様式第9号）
 - (3) 監督者等の資格を証明する書類
 - (4) 「清掃業」、「空気調和用ダクト清掃業」、「飲料水貯水槽清掃業」、「排水管清掃業」、「ねずみ昆虫等防除業」及び「環境衛生総合管理業」にあつては、研修実施状況（様式第10号）
 - (5) 作業実施及び維持管理方法（様式第11号）
 - (6) 「飲料水水質検査業」にあつては建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第31条第5項第2号に規定する図面、「飲料水貯水槽清掃業」にあつては同規則第31条第6項第2号に規定する図面、「排水管清掃業」にあつては同規則第31条第7項第2号に規定する図面、「ねずみ昆虫等防除業」にあつては同規則第31条第8項第2号に規定する図面

様式第 6 号 (第 3 条関係)

登録事業変更届

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定による登録に
関し、次の事項を変更したので、同法施行規則第 33 条第 1 項の規定により届け出ます。

登 録 区 分 (該 当 に ○ 印)	清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・ 飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・ 排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・ 環境衛生総合管理業	
登 録 番 号		
営 業 所	名 称	
	所 在 地	
変 更 年 月 日		
内 容	変 更 事 項	1 住所及び氏名 (法人にあつては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名) 2 営業所の名称及び所在地 3 責任者の氏名 4 主要な機械器具その他の設備 5 監督者等 6 作業実施又は維持管理方法
	変 更 前	
	変 更 後	

備考 添付書類

- (1) 変更事項欄の 4 に該当する場合 機械器具の概要 (様式第 8 号)
- (2) 変更事項欄の 5 に該当する場合 監督者等名簿 (様式第 9 号) 及びその者の資
格を証明する書類
- (3) 変更事項欄の 6 に該当する場合 作業実施及び維持管理方法 (様式第 11 号)

様式第7号（第3条関係）

登録事業廃止届

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止したので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。

登録区分 (該当に○印)	清掃業・空気環境測定業・空気調和用ダクト清掃業・ 飲料水水質検査業・飲料水貯水槽清掃業・ 排水管清掃業・ねずみ昆虫等防除業・ 環境衛生総合管理業	
登録番号		
営業所	名称	
	所在地	
廃止年月日		

備考 登録証明書を添付すること。

様式第8号（第3条関係）

機 械 器 具 の 概 要

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購 入 年 月

様式第9号（第3条関係）

監督者等名簿

年 月 日現在

業種	監督者等の別	氏 名	経験年数	資格の種別	資格取得年月
清掃業	清掃作業監督者				
空気環境測定業	空気環境測定実施者				
空気調和用ダクト清掃業	ダクト清掃作業監督者				
飲料水水質検査業	水質検査実施者				
飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者				
ねずみ昆虫等防除業	防除作業監督者				
排水管清掃業	排水管清掃監督者				
環境衛生総合管理業	統括管理者				
	清掃作業監督者				
	空調給排水管理監督者				
	空気環境測定実施者				

様式第 10 号（第 3 条関係）

研 修 実 施（計画）状 況

	研 修 の 期 日	研 修 の 内 容	指 導 担 当 者 の 氏 名 及 び 資 格 を 有 す る 場 合 そ の 資 格	対 象 従 業 員 数	参 加 従 業 員 数
計 画					
実 施 状 況					
指 定 団 体 の 証 明 欄	上記の研修については本団体の指導により行われた（行われる）ものである。 年 月 日 指定団体名 代表者氏名				

備考 初めて登録しようとする場合は今後 1 年間の計画について、2 回目以降の登録の場合は過去 6 年間の実績及び今後 1 年間の計画について記入すること。

様式第 11 号（第 3 条関係）

作 業 実 施 及 び 維 持 管 理 方 法

作 業 実 施 方 法	使用する機械器具その他の設備の維持管理方法 (点検・較正・整備等)
作業及び機械器具その他の設備の維持管理を委託する場合	受託者名：
苦情及び緊急の連絡体制	

第3 建築物環境衛生事務取扱要領

〔昭和50年11月18日付け環第1828号〕
富山県厚生部長通知

最終改正 令和5年7月27日 生衛第239号

(目的)

第1条 この要領は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」(昭和45年政令第304号。以下「施行令」という。)、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」(昭和46年省令第2号)及び「富山県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」(平成14年県規則第21号。以下「県規則」という。)の実施に関する事務処理内容を明確にし、建築物環境衛生行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

(特定建築物の届出)

第2条 法第5条第1項、第2項及び第3項の規定による届出は、県規則第2条により行うものとする。

- 2 厚生センター所長は、前項に定める届書の提出があったときは、環境衛生監視員をして当該届出事項について現地調査するものとする。ただし、特定建築物が国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものである場合については、適用しない。
- 3 厚生センター所長は、前項ただし書きに掲げる場合であって必要があると認めるときは、当該国若しくは地方公共団体の機関の長又はその委任を受けた者に対し、必要な説明又は資料の提出を求めるものとする。

(特定建築物の台帳整備)

第3条 厚生センター所長は、県規則第2条第1項第1号に規定する届書の提出があったときは、特定建築物台帳(様式第1号)を作成するものとする。

- 2 厚生センター所長は、県規則第2条第1項第2号及び第3号に規定する届書の提出があったときは、特定建築物台帳(様式第1号)及び特定建築物変更履歴(様式第2号)に記載するものとする。

(特定建築物の立入検査等)

第4条 厚生センター所長は、法第11条の規定による特定建築物の立入検査を、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供するものを除く特定建築物の立入検査は、原則として年1回以上行うものとする。
- (2) 特定建築物の所有者(所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「特定建築物所有者等」という。)の立ち合いの下に、別紙1「建築物環境衛生管理基準チェック票」及び「特定建築物の管理状況監視票」(様式第3号)に基づき、設備、帳簿書類、維持管理の状況等に関する事項について行うものとする。

- (3) 特定建築物立入検査を実施したときは、その結果を届出者（特定建築物所有者等）に通知（様式第4号）するものとする。
- (4) 立入検査年月日を特定建築物台帳（様式第1号）に記載し、様式第4号を編綴しておくものとする。
- 2 厚生センター所長は、特定建築物台帳（様式第1号）を電子ファイルにより当該年度終了の翌月10日までに生活衛生課長に報告するものとする。
- 3 生活衛生課長は、前項により報告を受けた厚生センターの電子ファイルを集約の上、厚生センター所長に送付するものとする。

（国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物に対する情報収集等）

第4条の2 厚生センター所長は、国又は地方公共団体の公用又は公共の用に供する特定建築物に対しては必要があると認めるときは国若しくは当該地方公共団体の長又はその委任を受けた者に対して、別紙1「建築物環境衛生管理基準チェック票」及び「特定建築物の管理状況監視票」（様式第3号）に基づき、設備、帳簿書類、維持管理の状況等に関する事項について必要な説明又は資料の提出を求めることができるものとする。

- 2 厚生センター所長は、前項の調査年月日を特定建築物台帳（様式第1号）に記載するものとする。

（特定建築物給水用防錆剤の使用届出等）

第5条 特定建築物所有者等は、特定建築物の給水系統の維持管理のため、防錆剤を使用したときは、当該特定建築物の所在場所を所管する厚生センター所長に届け出るものとする。（様式第5号）

- 2 特定建築物所有者等は、次の届出事項に変更があったときは、変更内容を、当該特定建築物の所在場所を所管する厚生センター所長に届け出るものとする。（様式第6号）
- (1) 使用する防錆剤の種類（防錆剤を使用しなくなった場合も含む。）
- (2) 防錆剤管理責任者の住所・氏名
- 3 厚生センター所長は、前条第2項に規定する届書の提出があったときは、特定建築物台帳に記載するものとする。

（登録事業の申請等）

第6条 法第12条の2第1項第1号から第8号までの規定による申請等は、県規則第3条により行うものとする。

- 2 登録事業の再登録に伴う申請書は、再登録年月日のおおむね30日前から15日前の間に厚生センター又は富山市保健所に提出するよう指導するものとする。
- 3 厚生センター所長は、前項に掲げる申請があったときは、環境衛生監視員をして現地調査するものとする。
- 4 知事は、登録申請された営業所が富山市内に所在する場合には、生活衛生課の環境衛生監視員をして現地調査するものとする。
- 5 前2項の現地調査は、申請者の立ち合いの下に、別紙様式第7号(1)～(8)に基づき、物的要件、人的要件及びその他の要件の状況について行うものとする。

(登録事業の台帳整備)

第7条 知事が、県規則第3条第1項第1号に規定する申請に対して登録をしたときには、厚生部長は、厚生センター又は富山市保健所を経由して申請者に登録証明書を交付するものとする。

また、生活衛生課長は、登録台帳(様式第8号)を作成するとともに半期ごとに当該事業営業所一覧(様式第9号)を厚生センターに送付するものとする。

2 生活衛生課長は、県規則第3条第1項第2号及び第3号に規定する届書の提出があったときは、登録台帳(様式第8号)に記載するものとする。

(登録営業所の立入検査等)

第8条 知事又は厚生センター所長は、営業所の移転、物的要件の大きな変更又は苦情対応など、必要があると認めるときは、法第12条の5の規定による登録営業所の立入検査を、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 登録業者の立ち合いの下に、様式第7号に基づき、設備、帳簿書類、その他の物件に関する事項について行うものとする。

(2) 登録営業所の立入検査を実施し、必要があると認めるときは、その結果を登録業者に様式第10号により通知するものとする。

附 則

1 この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 「建築物環境衛生事務取扱要領」について(昭和50年11月18日環第1828号厚生部長通知)

(2) 建築物の環境衛生管理業に関する登録事務処理要領について(昭和56年5月1日環第517号厚生部長通知)

3 この要領の施行の際旧要領の規定により提出された申請書及び届出書は、この相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

1 この要領は、平成2年4月1日から施行する。

2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の制定について(昭和60年5月14日環第570号厚生部長通知)は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の一部改正について(平成3年1月18日環第12号厚生部長通知)は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の一部改正について(平成9年4月9日環第373号生活環境部長通知)は廃止する。

附 則

1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の改正について（平成14年6月18日食衛第180号厚生部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の改正について（平成15年3月24日食衛第114号厚生部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年5月19日から施行する。
- 2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の改正について（平成16年3月31日食衛第193号厚生部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の改正について（平成16年5月19日食衛第240号厚生部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月23日から施行する。
- 2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の改正について（平成17年3月14日食衛第125号厚生部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 建築物環境衛生行政の手引きの一部改正について（平成20年7月23日生衛第467号厚生部生活衛生課長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。
- 2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の改正について（平成23年8月31日生衛第528号厚生部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「建築物環境衛生事務取扱要領」の改正について（平成24年3月1日生衛第92号厚生部長通知）は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

○建築物環境衛生管理基準チェック表

項目	管理基準			頻度	
空気環境の調整	空気調和	機械換気	浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下	2ヶ月以内ごとに1回、定期的に測定
	空気調和	機械換気	一酸化炭素の含有率	100万分の6 (=6ppm) 以下	
	空気調和	機械換気	二酸化炭素の含有率	100万分の1000 (=1000ppm) 以下	
	空気調和		温度	・ 18℃以上28℃以下 ・ 居室における温度を外気より低くする場合は、その差を著しくしないこと (7℃以内)	
	空気調和		相対湿度	40%以上70%以下	
	空気調和	機械換気	気流	0.5m/秒以下	
	空気調和	機械換気	ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下	新築、大規模の修繕又は大規模な模様替が完了し、使用開始した日以後最初の6月1日から9月30日までの期間中に1回測定
空気調和			病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置		
			冷却塔及び加湿装置に供給する水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合していること。(原則水道水を使用。やむを得ず地下水等を使用する場合には、給水・生活用水に準じた衛生上必要な措置を行う。)		
			冷却塔及び冷却水について、汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃及び換水等を行う	冷却塔の使用開始時と1か月以内ごとに1回、定期的に行う	
			加湿装置について、汚れの状況を点検し、必要に応じ、清掃等を行う	加湿装置の使用開始時と1か月以内ごとに1回、定期的に行う	
			空気調和設備内に設けられた排水受けについて、汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、清掃等を行う	排水受けの使用開始時と1か月以内ごとに1回、定期的に行う	
		冷却塔、冷却水の水管及び加湿装置の清掃	1年以内ごとに1回、定期的に行う		
排水の管理	排水設備の掃除			6月以内ごとに1回、定期的に行う	
	技術上の基準に従い、設備の補修、掃除その他の設備の維持管理に努める				
掃除	清掃			日常行う清掃と6月以内ごとに1回、定期的に統一的に行う	
	技術上の基準に従い、清掃、掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努める				
ねずみ等の防除	ねずみ等の発生場所、生息場所、侵入経路並びにねずみ等による被害状況について調査を実施し、その結果に基づき必要な措置を講ずる			6月以内ごとに1回、定期的に統一的に行う	
	技術上の基準に従い、ねずみ等の防除及び設備の維持管理に努める				
帳簿書類の備え付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物の維持管理に関する帳簿書類の5年保存 ・ 特定建築物の平面図、断面図、維持管理に関する設備の配置及び系統図の保存 				

項目		管理基準	頻度		
給水・生活用水	給水栓における残留塩素	遊離残留塩素の含有率 (結合残留塩素の含有率)	100万分の0.1(=0.1ppm)以上 (100万分の0.4(=0.4ppm)以上)	7日以内ごとに1回、定期的に測定	
		給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合 遊離残留塩素の含有率(結合残留塩素の含有率)	100万分の0.2(=0.2ppm)以上 (100万分の1.5(=1.5ppm)以上)		
水質検査・使用水により検査項目異なる	水道水の場合	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物*、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物*、鉄及びその化合物、銅及びその化合物*、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物*、有機物(TOCの量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	水質基準に適合	6月以内ごとに1回、定期的に測定(但し、*の項目が水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査については、省略可)	
		シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド(消毒副生成物)		毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期的に測定	
	地下水等の場合	基準項目検査(51項目)		給水を開始する前	
	一般細菌、大腸菌、鉛及びその化合物*、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物*、鉄及びその化合物、銅及びその化合物*、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物*、有機物(TOCの量)、pH値、味、臭気、色度、濁度		6月以内ごとに1回、定期的に測定(但し、*の項目が水質基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査については、省略可)		
	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジプロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド(消毒副生成物)		毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期的に測定		
		四塩化炭素、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、フェノール類		3年以内ごとに1回、定期的に測定	
中央式の給湯設備を設けている場合は、給水栓において人の飲用に供する水と同様の水質検査を実施する。但し、水温が55度以上に保持されている場合は、遊離残留塩素の含有率についての検査を省略できる。					
施設の管理	貯水槽及び貯湯槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な措置を講ずる 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたとときは、水質基準のうち必要な項目の検査を行う 地下水等を使用する場合は、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、水質基準のうち必要な項目の検査を行う 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる				
		貯水槽及び貯湯槽の掃除		1年以内ごとに1回、定期に行う。	
		水質基準に適合する水を供給するため、技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努める			
給水・雑用水 ※旅館の浴用水・水道法上の供給水を除く	給水栓における残留塩素	遊離残留塩素の含有率 (結合残留塩素の含有率)	100万分の0.1(=0.1ppm)以上 (100万分の0.4(=0.4ppm)以上)	7日以内ごとに1回、定期に行う	
		給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合 遊離残留塩素の含有率(結合残留塩素の含有率)	100万分の0.2(=0.2ppm)以上 (100万分の1.5(=1.5ppm)以上)		
	水質検査 散水・清掃用水・修景用水	し尿を含む水を原水として用いないこと(水洗便所用水を除く)			
		pH値	5.8以上8.6以下	7日以内ごとに1回、定期に行う	
		臭気	異常でない		
		外観	ほとんど無色透明		
		大腸菌	不検出	2月以内ごとに1回、定期に行う	
		濁度(水洗便所用水を除く)	2度以下		
施設の管理	雑用水の水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずる 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに供給を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を使用者又は利用者に周知する				
	給水に関する設備を設けて雑用水を供給する場合は、人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努める				

特定建築物変更履歴

特定建築物名称		
変更年月日	変更事項	変更内容 (変更前 → 変更後)
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

特定建築物の管理状況監視票

調査年月日	年 月 日	調査者職氏名	
特定建築物	名称	住所	
所有者等	住所	氏名	
維持管理権原者	住所	氏名	
用途	延べ面積		m ²
◎建築物環境衛生管理技術者			
氏名		住所	
免許番号		免許取得年月日	年 月 日
所属		兼務の状況	専任・兼任()
勤務状況	常勤・日/週程度・日/月程度・必要時		
◎空気環境			
空調設備の性能測定実施者	空気調和設備・機械換気設備・その他() 自ら・委託:業者名() / 知事登録有・無()		
	測定頻度	基準	適否
浮遊粉じん	回/月・回/年・必要なし		
一酸化炭素	回/月・回/年・必要なし		
二酸化炭素	回/月・回/年・必要なし		
温度	回/月・回/年・必要なし		
相対湿度	回/月・回/年・必要なし		
気流	回/月・回/年・必要なし		
ホルムアルデヒド			
冷却塔の設置	有(丸型・角型、開放式・密閉式、屋上・屋外、[外気取入口・居室の窓]から m)・無 冷却塔等供給水・水質 水道水・() 水質基準 適・否		
空気調和設備の場合	冷却水	レジオネラ属菌検査 有(CFU/100mL)・無	殺菌剤添加 有・無
	冷却塔等の清掃	年 月 日	
		点検等の頻度	措置内容
	冷却塔及び冷却水	回/月・年	
	加湿装置	回/月・年	
排水受け	回/月・年		
指導事項			
◎飲料水			
水源の種別	水道()・井戸水・併用		
給水方法	直結・受水槽+高置水槽方式・受水槽+圧力水槽方式・その他		
簡易専用水道の該当	有・無	定期検査受検日	年 月 日
受水槽清掃日	年 月 日	高置水槽清掃日	年 月 日
貯湯槽清掃日	年 月 日		
清掃実施者	自ら・委託:業者名() / 知事登録有・無()		
清掃作業健康診断	有()・無	検査機関	
	実施日	検査機関	基準 適否
年2回検査①	年 月 日		
年2回検査②	年 月 日		
消毒副生成物検査	年 月 日		
有機溶媒等検査	年 月 日		
全項目検査	年 月 日		
残留塩素	頻度	毎日・1回/週・ / ・必要なし	
	殺菌装置の設置	有()・無	
	測定者	自ら・委託:業者名()	
指導事項			

◎中央式給湯設備を設けている場合

	実 施 日	検 査 機 関	基 準	適 否
年 2 回 検 査 ①	年 月 日			
年 2 回 検 査 ②	年 月 日			
消 毒 副 生 成 物 検 査	年 月 日			
有 機 溶 媒 等 検 査	年 月 日			
全 項 目 検 査	年 月 日			
残 留 塩 素 (水温が55度以上に保持されている場合は省略可)	頻 度	毎日・1回/週・ /		・必要なし
	殺 菌 装 置 の 設 置	有()		・ 無
	測 定 者	自ら・委託：業者名()		
指 導 事 項				

◎雑用水

水 源 の 種 別	地下水・再生水・雨水・()			
使 用 箇 所	散水・修景用水・清掃用水・水洗便所用水			
受 水 槽 の 有 無	有(専用/併用)・無	受 水 槽 清 掃 日	年 月 日	
清 掃 実 施 者	自ら・委託：業者名(/ 知事登録有・無)			
	頻 度	検 査 機 関	基 準	適 否
p H、臭 気、外 観				
大 腸 菌				
濁 度				
残 留 塩 素	頻 度	毎日・1回/週・ /		・必要なし
	殺 菌 装 置 の 設 置	有()		・ 無
	測 定 者	自ら・委託：業者名()		
指 導 事 項				

◎排水

清 掃 実 施 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
清 掃 実 施 者	自ら・委託：業者名(/ 知事登録有・無)			
汚 水 の 処 理	下水道・浄化槽・()			
浄 化 槽	合 併 ・ 単 独 (人 槽	m ³	mg/L)	
	法 定 受 検 日	年 月 日		
	指 示 事 項			
保 守 点 検 業 者				
指 導 事 項				

◎清掃

定 期 清 掃 実 施 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
日 常 の 清 掃 実 施 者	自ら・委託：業者名(/ 知事登録有・無)			
定 期 の 清 掃 実 施 者	自ら・委託：業者名(/ 知事登録有・無)			
指 導 事 項				

◎ねずみ等の防除

モ ニ タ リ ン グ 調 査	有・無	調 査 頻 度	回/年	
駆 除 の 実 施 者	自ら・委託：業者名(/ 知事登録有・無)			
駆 除 実 施 日	年 月 日	年 月 日	使用薬剤:	
指 導 事 項				

◎書類等の整備保存

書 類 (記 録 簿)	有・無			
図 面 等	有・無			
指 導 事 項				

◎備考

--	--	--	--	--

特定建築物所有者等 殿

厚生センター所長

特定建築物の立入検査結果について（通知）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条に基づき、 年 月 日に行いました特定建築物の立入検査結果は、次のとおりでした。

なお、不適事項については、

その改善計画書を提出願います。また、改善終了後改善報告書を提出願います。

速やかに改善の上、改善報告書を提出願います。

特定建築物	名 称			
	所在場所			
項 目	維持管理 状 況	不 適 及 び 指 摘 事 項 の 内 容	帳簿書類 備付状況	
空気環境の調整	適 不適		適 不適	
飲料水の管理 (水道水・地下水等)	適 不適		適 不適	
雑用水の管理	適 不適		適 不適	
排水の管理	適 不適		適 不適	
清掃	適 不適		適 不適	
ねずみ等の防除	適 不適		適 不適	
環境衛生上の必要事項	適 不適		適 不適	
上記の状況を記載した帳簿書類の5年保存			適 不適	
特定建築物の平面図・断面図			適 不適	
建築物環境衛生管理技術者が複数の特定建築物を兼任している場合、特定建築物所有者等が業務の遂行に支障がないことを確認した結果（特定建築物所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合は、当該特定建築物維持管理権原者の意見聴取内容を含む。）を記載した書面			適 不適	
特定建築物の維持管理に関する設備の配置・系統図			適 不適	

特定建築物給水用防錆剤使用届

厚生センター所長 殿

届出者住所

氏名

〔 法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

特定建築物において給水用防錆剤を使用したので、下記のとおり届け出ます。

記

使用開始年月日	
特定建築物の 名称及び所在場所	名称
	所在場所
防錆剤の種類	
防錆剤管理責任 者の住所・氏名	住所
	氏名

特定建築物給水用防錆剤変更届

厚生センター所長 殿

届出者住所

氏名

〔 法人にあつては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

特定建築物給水用防錆剤使用届出事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

変更年月日	
特定建築物の 名称及び所在場所	名称
	所在場所
変更事項 (該当に○印)	1 防錆剤の種類 2 防錆剤管理責任者の住所・氏名
変更前	
変更後	

富山県知事 殿
厚生センター所長(支所長) 殿

調査復命書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の3の規定に係る登録営業所の立入検査結果は次のとおりです。(清掃業)

営業所名称		登録番号	富山県	清第	号
営業所所在地					
調査の区分	新規登録・期限切れ新規登録・再登録・変更届・その他()				
検査者職氏名印		立会者職氏名			

1 登録要件

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具を有するか。(真空掃除機、床みがき機)	適・否	
人的要件	2	清掃作業監督者がいるか。専任であるか。資格要件を満たしているか。	適・否	
	3	従事者は要件を満たす研修を修了した者であるか。	適・否	
その他の要件	4	申請した営業所所在地に営業所が実在しているか。	適・否	
	5	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準(告示)に適合しているか。	適・否	

2 運用状況

項目	No.	検査項目	判定	備考
変更届	1	変更届を適切に提出しているか。	適・否	
機械器具等	2	機械器具等の点検・整備をしているか。	適・否	
従事者研修	3	従事者研修を実施しているか。	適・否	
	4	従事者研修実施記録を作成し、保存しているか。	適・否	
	5	実施方法が適切であるか。(時間、受講者、内容、指導者、その他)	適・否	
報告書	6	報告書を作成し、5年間保存しているか。	適・否	
作業手順	7	作業手順が適切であるか。(工程、委託方法、連絡体制)	適・否	
登録の表示	8	登録の表示が適切であるか。	適・否	

3 登録申請に対する意見又は指導事項

--

富山県知事 殿

厚生センター所長(支所長) 殿

調査復命書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の3の規定に係る登録営業所の立入検査結果は次のとおりです。(空気環境測定業)

営業所名称		登録番号	富山県	空第	号
営業所所在地					
調査の区分	新規登録・期限切れ新規登録・再登録・変更届・その他()				
検査者職氏名印		立会者職氏名			

1 登録要件

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	空気環境測定器及び器具を有するか。(浮遊粉じん測定器、一酸化炭素測定器、二酸化炭素測定器、温度計、湿度計、風速計、空気環境の測定に必要な器具として測定器固定用スタンド等)。浮遊粉じん測定器が較正されているか。	適・否	
人的要件	2	空気環境測定実施者がいるか。専任であるか。資格要件を満たしているか。	適・否	
その他の要件	3	申請した営業所所在地に営業所が実在しているか。	適・否	
	4	測定及び測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準(告示)に適合しているか。	適・否	

2 運用状況

項目	No.	検査項目	判定	備考
変更届	1	変更届を適切に提出しているか。	適・否	
機械器具等	2	測定器の点検・整備をしているか。	適・否	
	3	浮遊粉じん測定器の較正を行っているか。	適・否	
報告書	4	報告書を作成し、5年間保存しているか。	適・否	
作業手順	5	作業手順が適切であるか。(工程、委託方法、連絡体制)	適・否	
登録の表示	6	登録の表示が適切であるか。	適・否	

3 登録申請に対する意見又は指導事項

--

富山県知事 殿

厚生センター所長(支所長) 殿

調査復命書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の3の規定に係る登録営業所の立入検査結果は次のとおりです。(空気調和用ダクト清掃業)

営業所名称		登録番号	富山県	ダ第	号
営業所所在地					
調査の区分	新規登録・期限切れ新規登録・再登録・変更届・その他()				
検査者職氏名印		立会者職氏名			

1 登録要件

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具を有するか。(電気ドリル、シャー又はニブラ、写真撮影ができる内視鏡、電子天びん又は化学天びん、コンプレッサー、集じん機、真空掃除機)	適・否	
人的要件	2	空気調和用ダクト清掃作業監督者がいるか。専任であるか。資格要件を満たしているか。	適・否	
	3	従事者は要件を満たす研修を修了した者であるか。	適・否	
その他の要件	4	申請した営業所所在地に営業所が実在しているか。	適・否	
	5	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準(告示)に適合しているか。	適・否	

2 運用状況

項目	No.	検査項目	判定	備考
変更届	1	変更届を適切に提出しているか。	適・否	
機械器具等	2	機械器具等の点検・整備をしているか。	適・否	
従事者研修	3	従事者研修を実施しているか。	適・否	
	4	従事者研修実施記録を作成し、保存しているか。	適・否	
	5	実施方法が適切であるか。(時間、受講者、内容、指導者、その他)	適・否	
報告書	6	報告書を作成し、5年間保存しているか。	適・否	
作業手順	7	作業手順が適切であるか。(工程、委託方法、連絡体制)	適・否	
登録の表示	8	登録の表示が適切であるか。	適・否	

3 登録申請に対する意見又は指導事項

--

富山県知事 殿
 厚生センター所長(支所長) 殿

調査復命書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の3の規定に係る登録営業所の立入
 検査結果は次のとおりです。(飲料水水質検査業)

営業所名称		登録番号	富山県	水第	号
営業所所在地					
調査の区分	新規登録・期限切れ新規登録・再登録・変更届・その他()				
検査者職氏名印		立会者職氏名			

1 登録要件

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具を有するか。(高圧蒸気滅菌器、恒温器、フレームレス-原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ-質量分析装置、イオンクロマトグラフ、乾燥器、全有機炭素定量装置、pH計、分光光度計又は光電光度計、ガスクロマトグラフ-質量分析計、電子天びん又は化学天びん)	適・否	
	2	水質検査を適確に行うことのできる検査室を有するか。(実験台・流し台・作業台・測定台及び薬品戸棚の配置が作業にふさわしい、実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり使用しやすい、ドラフトチャンバーの設置、必要な換気扇・水栓・ガス栓・コンセントの設置、細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所の区別、天びん台など必要な部分に防震装置)	適・否	
人的要件	3	水質検査実施者がいるか。専任であるか。資格要件を満たしているか。	適・否	
その他の要件	4	申請した営業所所在地に営業所が実在しているか。	適・否	
	5	水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準(告示)に適合しているか。	適・否	

2 運用状況

項目	No.	検査項目	判定	備考
変更届	1	変更届を適切に提出しているか。	適・否	
機械器具等	2	測定器の点検・整備をしているか。	適・否	
報告書	3	報告書を作成し、5年間保存しているか。	適・否	
作業手順	4	作業手順が適切であるか。(工程、委託方法、連絡体制)	適・否	
登録の表示	5	登録の表示が適切であるか。	適・否	

3 登録申請に対する意見又は指導事項

--

富山県知事 殿

厚生センター所長(支所長) 殿

調査復命書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の3の規定に係る登録営業所の立入検査結果は次のとおりです。(飲料水貯水槽清掃業)

営業所名称		登録番号	富山県	貯第	号
営業所所在地					
調査の区分	新規登録・期限切れ新規登録・再登録・変更届・その他()				
検査者職氏名印		立会者職氏名			

1 登録要件

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具を有するか(揚水ポンプ、高圧洗浄機、残水処理機、換気ファン、防水型照明器具、色度計、濁度計、残留塩素測定器)。貯水槽清掃専用であるか。	適・否	
	2	機械器具、塩素剤等を適切に保管することのできる専用の保管庫を有するか(雨水等がかかるおそれがない、棚・箱等は水切り・水抜きが簡単かつ水が溜まらない、適切な規模、倉庫の一部が保管庫となっているような場合には保管する場所が独立かつ他のものを誤用するおそれがない、施錠ができる)。自動車を保管庫としていないか。(原則認めない)	適・否	
人的要件	3	貯水槽清掃作業監督者がいるか。専任であるか。資格要件を満たしているか。	適・否	
	4	従事者は要件を満たす研修を修了した者であるか。	適・否	
その他の要件	5	申請した営業所所在地に営業所が実在しているか。	適・否	
	6	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準(告示)に適合しているか。	適・否	

2 運用状況

項目	No.	検査項目	判定	備考
変更届	1	変更届を適切に提出しているか。	適・否	
機械器具等	2	機械器具等の点検・整備をしているか。	適・否	
従事者研修	3	従事者研修を実施しているか。	適・否	
	4	従事者研修実施記録を作成し、保存しているか。	適・否	
	5	実施方法が適切であるか。(時間、受講者、内容、指導者、その他)	適・否	
報告書	6	報告書を作成し、5年間保存しているか。	適・否	
	7	従事者全員が定期的に健康診断(細菌検査)を実施して、結果を保存しているか。	適・否	
作業手順	8	作業手順が適切であるか。(工程、委託方法、連絡体制)	適・否	
登録の表示	9	登録の表示が適切であるか。	適・否	

3 登録申請に対する意見又は指導事項

--

富山県知事 殿

厚生センター所長(支所長) 殿

調査復命書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の3の規定に係る登録営業所の立入検査結果は次のとおりです。(排水管清掃業)

営業所名称		登録番号	富山県	排第	号
営業所所在地					
調査の区分	新規登録・期限切れ新規登録・再登録・変更届・その他()				
検査者職氏名印		立会者職氏名			

1 登録要件

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具を有するか。(写真を撮影することができる内視鏡、高圧洗浄機、高圧ホース、洗浄ノズル、ワイヤ式管清掃機、空圧式管清掃機、排水ポンプ)、排水管清掃専用であるか。	適・否	
	2	機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有するか(雨水等がかかるおそれがない、棚・箱等は水切り・水抜きが簡単かつ水が溜まらない、適切な規模、倉庫の一部が保管庫となっているような場合には保管する場所が独立かつ他のものを誤用するおそれがない、施錠ができる)。自動車を保管庫としていないか。(原則認めない)	適・否	
人的要件	3	排水管清掃作業監督者がいるか。専任であるか。資格要件を満たしているか。	適・否	
	4	従事者は要件を満たす研修を修了した者であるか。	適・否	
その他の要件	5	申請した営業所所在地に営業所が実在しているか。	適・否	
	6	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準(告示)に適合しているか。	適・否	

2 運用状況

項目	No.	検査項目	判定	備考
変更届	1	変更届を適切に提出しているか。	適・否	
機械器具等	2	機械器具等の点検・整備をしているか。	適・否	
従事者研修	3	従事者研修を実施しているか。	適・否	
	4	従事者研修実施記録を作成し、保存しているか。	適・否	
	5	実施方法が適切であるか。(時間、受講者、内容、指導者、その他)	適・否	
報告書	6	報告書を作成し、5年間保存しているか。	適・否	
作業手順	7	作業手順が適切であるか。(工程、委託方法、連絡体制)	適・否	
登録の表示	8	登録の表示が適切であるか。	適・否	

3 登録申請に対する意見又は指導事項

--

富山県知事 殿

厚生センター所長(支所長) 殿

調査復命書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の3の規定に係る登録営業所の立入検査結果は次のとおりです。(ねずみ昆虫等防除業)

営業所名称		登録番号	富山県	ね第	号
営業所所在地					
調査の区分	新規登録・期限切れ新規登録・再登録・変更届・その他()				
検査者職氏名印		立会者職氏名			

1 登録要件

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具を有するか。(照明器具、調査用トラップ、実体顕微鏡、毒じ皿、毒じ箱、捕そ器、噴霧機、散粉機、真空掃除機、防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具、消火器)	適・否	
	2	機械器具及び薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有するか(機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出、地下浸透、臭気が漏れるおそれのないもの、薬剤による腐食を防止するための必要な措置、引火事故の起こりにくい構造、適切な規模、倉庫の一部が保管庫となっているような場合には保管する場所が独立かつ他のものを誤用するおそれがない、施錠ができる)。自動車を保管庫としていないか。(原則認めない)	適・否	
人的要件	3	防除作業監督者がいるか。専任であるか。資格要件を満たしているか。	適・否	
	4	従事者は要件を満たす研修を修了した者であるか。	適・否	
その他の要件	5	申請した営業所所在地に営業所が実在しているか。	適・否	
	6	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準(告示)に適合しているか。	適・否	

2 運用状況

項目	No.	検査項目	判定	備考
変更届	1	変更届を適切に提出しているか。	適・否	
機械器具等	2	機械器具等の点検・整備をしているか。	適・否	
従事者研修	3	従事者研修を実施しているか。	適・否	
	4	従事者研修実施記録を作成し、保存しているか。	適・否	
	5	実施方法が適切であるか。(時間、受講者、内容、指導者、その他)	適・否	
報告書	6	報告書を作成し、5年間保存しているか。	適・否	
作業手順	7	作業手順が適切であるか。(工程、委託方法、連絡体制)	適・否	
登録の表示	8	登録の表示が適切であるか。	適・否	

3 登録申請に対する意見又は指導事項

--

富山県知事 殿
厚生センター所長(支所長) 殿

調査復命書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の3の規定に係る登録営業所の立入検査結果は次のとおりです。(環境衛生総合管理業)

営業所名称		登録番号	富山県	総第	号
営業所所在地					
調査の区分	新規登録・期限切れ新規登録・再登録・変更届・その他()				
検査者職氏名印		立会者職氏名			

1 登録要件

項目	No.	検査項目	判定	備考
物的要件	1	機械器具を有するか。(真空掃除機、床みがき機、浮遊粉じん測定器、一酸化炭素測定器、二酸化炭素測定器、温度計、湿度計、風速計、空気環境の測定に必要な器具として測定器固定用スタンド等、残留塩素測定器)。浮遊粉じん測定器が較正されているか。	適・否	
人的要件	2	統括管理者がいるか。清掃作業監督者がいるか。空調給排水管理監督者がいるか。空気環境測定実施者がいるか。専任であるか。資格要件を満たしているか。	適・否	
	3	従事者は要件を満たす研修を修了した者であるか。	適・否	
その他の要件	4	申請した営業所所在地に営業所が実在しているか。	適・否	
	5	作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が基準(告示)に適合しているか。	適・否	

2 運用状況

項目	No.	検査項目	判定	備考
変更届	1	変更届を適切に提出しているか。	適・否	
機械器具等	2	機械器具等の点検・整備をしているか。	適・否	
従事者研修	3	従事者研修を実施しているか。	適・否	
	4	従事者研修実施記録を作成し、保存しているか。	適・否	
	5	実施方法が適切であるか。(時間、受講者、内容、指導者、その他)	適・否	
報告書	6	報告書を作成し、5年間保存しているか。	適・否	
作業手順	7	作業手順が適切であるか。(工程、委託方法、連絡体制)	適・否	
登録の表示	8	登録の表示が適切であるか。	適・否	

3 登録申請に対する意見又は指導事項

--

(様式第8号)

登録台帳

業種		番号	
登録業者	登録業者名		
	登録業者住所		
	代表者名		
営業所	営業所名		
	営業所住所		
	責任者		
登録期間	監督者等（上欄：氏名、下欄：資格）		
～			
～			
～			
～			

<変更届出状況>

変更日/区分	変更内容（上欄：変更前 → 下欄：変更後）

(様式第 10 号)

第 号
年 月 日

登録営業者 殿

富山県 厚生センター所長
富山県厚生部生活衛生課長

登録営業所の立入検査結果について (通知)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 5 の規定に基づき、 年 月 日
に行いました登録営業所の立入検査結果は、次のとおりでした。

なお、不適事項については、速やかに改善の上、改善報告書を提出願います。

また、改善までに時間を要する事項については、速やかに改善計画書を提出するとともに、改善
終了後速やかに改善報告書を提出願います。

登録営業所名称	
登録営業所所在地	
登録区分及び番号	

項目	結果	不適及び指摘事項の内容
物的要件	適・不適	
人的要件	適・不適	
その他の要件	適・不適	
上記以外	適・不適	

第4 県通知

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令に係る留意事項について

〔平成16年3月29日付け食衛第183号
各厚生センター所長・支所長あて
富山県厚生部食品生活衛生課長通知〕

最終改正 平成16年5月19日 食衛第240号

このことについては、別添官報（略）のとおり平成16年3月19日に公布され、第4条の改正規定は来る4月1日から施行、第4条以外については来る3月31日から施行されることとなりました。

これに伴い、特定建築物における飲料水の水質検査について下記事項に留意のうえ、指導方お願いします。

記

1 水質検査項目及び頻度

別紙一覧表のとおりであること。

2 水質検査の省略について

本県における飲料水は、鉄及びその化合物並びにカルシウム、マグネシウム等（硬度）について水質基準の超過及びこれらに起因する苦情事例が見られる。このため、水道水、専用水道から供給を受けている水及び地下水その他の水を水源とする飲料水については、当該2項目の検査を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。

(別紙一覧表) 平成26年4月1日以降

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第1項第3号及び第4号に定める水質検査

番号	項目名	水道水 ^{注1)}		地下水等 ^{注1)}			
		六月以内	測定期間	給水前	六月以内	測定期間	三年以内
1	一般細菌	○		○	○		
2	大腸菌	○		○	○		
3	カドミウム及びその化合物			○			
4	水銀及びその化合物			○			
5	セレン及びその化合物			○			
6	鉛及びその化合物	○ ^{注2)}		○	○ ^{注2)}		
7	ヒ素及びその化合物			○			
8	六価クロム化合物			○			
9	亜硝酸態窒素	○		○	○		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○		○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○	○		
12	フッ素及びその化合物			○			
13	ホウ素及びその化合物			○			
14	四塩化炭素			○		○	
15	1, 4-ジオキサン			○			
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン			○		○	
17	ジクロロメタン			○		○	
18	テトラクロロエチレン			○		○	
19	トリクロロエチレン			○		○	
20	ベンゼン			○		○	
21	塩素酸		○	○		○	
22	クロロ酢酸		○	○		○	
23	クロロホルム		○	○		○	
24	ジクロロ酢酸		○	○		○	
25	ジブロモクロロメタン		○	○		○	
26	臭素酸		○	○		○	
27	総トリハロメタン		○	○		○	
28	トリクロロ酢酸		○	○		○	
29	ブロモジクロロメタン		○	○		○	
30	ブロモホルム		○	○		○	
31	ホルムアルデヒド		○	○		○	
32	亜鉛及びその化合物	○ ^{注2)}		○	○ ^{注2)}		
33	アルミニウム及びその化合物			○			
34	鉄及びその化合物	○		○	○		
35	銅及びその化合物	○ ^{注2)}		○	○ ^{注2)}		
36	ナトリウム及びその化合物			○			
37	マンガン及びその化合物			○			
38	塩化物イオン	○		○	○		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○		○	○		
40	蒸発残留物	○ ^{注2)}		○	○ ^{注2)}		
41	陰イオン界面活性剤			○			
42	ジオスミン			○			
43	2-メチルイソボルネオール			○			
44	非イオン界面活性剤			○			
45	フェノール類			○		○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○		○	○		
47	pH値	○		○	○		
48	味	○		○	○		
49	臭気	○		○	○		
50	色度	○		○	○		
51	濁度	○		○	○		
	合計	17	12	51	17	12	7

注1) それぞれの期間に1回検査を行うこと。なお、測定期間とは6月1日から9月30日までの間をいう。

注2) 水質検査の結果が当該基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない。

●H20.1.25付け第0125001号「建築物における衛生的環境の維持管理について」厚生労働省健康局長通知(建築物環境衛生維持管理要領)

2 建築物衛生行政の適正な運用について（通知）

平成 28 年 7 月 7 日付け生衛第 137 号
各厚生センター所長・支所長あて
富山県厚生部生活衛生課長通知

最終改正 令和 4 年 3 月 23 日 生衛第 540 号

このことについては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）等に基づき、特定建築物の所有者等に対する指導に対応いただいているところです。

今般、厚生センター及び支所における建築物衛生担当者による指導等がより効果的なものとなるよう、建築物衛生行政における留意事項等について、別紙のとおり取りまとめましたので、了知の上、適正な運用を図っていただきますようお願いします。

なお、「特定建築物の維持管理に関する疑義事例について」（平成 16 年 7 月 30 日付け食衛第 15233 号食品生活衛生課長通知）は廃止します。

（別紙）

1 特定建築物の範囲について

建築物の一部が特定用途としての床面積を超過することから特定建築物になった建築物については、特定用途以外の部分（例えば、住居、医院、工場等）にも、建築物環境衛生管理基準（以下「管理基準」という。）が適用されることとなる。

しかしながら、特定用途以外の部分に対する立入調査等については、例えば特定用途以外の部分に設置された特定用途部分に給水するための貯水槽や貯湯槽等を確認する場合、あるいは、特定用途部分で大量発生した衛生害虫の生息箇所と疑われる場合など、特定用途部分の衛生的環境の確保を維持するために必要があると認めるときに行うことでよい。

2 管理基準について

（1）空気環境の調整

空気調和設備又は機械換気設備の別により適用される管理基準が異なることから、いずれに分類されるのかを立入検査時等に十分に確認した上で指導をすること。

なお、空気調和設備とは浄化、温度、湿度、流量の調節の 4 つの機能を備えた設備、機械換気設備とは浄化、流量の調節の 2 つの機能を備えた設備をいうものである。ちなみに、浄化とは外気導入ができるものであり、室内空気を循環しているだけのものは当てはまらないので留意されたい。

ただし、空気調和設備の 4 つの機能を「複数の設備」で満足している場合には、これらを一体的に捉え、空気調和設備とみなすことが適当である。

（2）冷却塔及び加湿装置に供給する水

空気調和設備を設けている場合、冷却塔及び加湿装置に供給する水については、水道水を使用するよう指導すること。

なお、やむを得ず水道水以外の地下水等を使用する場合には、飲料水に関する衛生上必要な措置に準じて、水道水以外の地下水としての水質検査、遊離残留塩素の検査、貯水槽の清掃などを行うよう指導すること。

（3）雑用水の管理

雑用水とは、建築物内で発生した排水の再生水の他、雨水、下水処理水、工業用水等を、便所の洗浄水、水景用水、栽培用水、清掃用水等として用いる水のことをいう。

このため、水道水や飲料水として管理している地下水を雑用水の用途に使用したとしても、雑用水としての管理を指導する必要はない。

なお、水洗便所用水への供給水が、手洗いや温水洗浄便座等に併用される場合は、飲料水とし

ての適用を受けることとなるので注意すること。

3 建築物環境衛生管理技術者の兼任について

特定建築物所有者等が特定建築物ごとに選任する建築物環境衛生管理技術者について、1人の建築物環境衛生管理技術者が2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者になる場合、次の内容を確認すること。

- (1) 特定建築物届書及び特定建築物変更届書が提出された際に、特定建築物所有者等が、選任する管理技術者が当該2以上の特定建築物の管理技術者となっても業務の遂行に支障がないことを確認した結果（特定建築物所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合は、当該特定建築物維持管理権原者の意見聴取内容を含む。）を記載した書面（以下「確認書面」という。）を備え付けていること。
- (2) 特定建築物の立入調査の際に、特定建築物所有者等が確認書面を備え付けていること。
- (3) 建築物衛生法の建築物事業登録を受けている登録業者の監督者又は実施者と兼務していないこと。

4 特定建築物変更届書の提出について

立入検査等においては、特定建築物届出事項に次の変更がないか確認するとともに、該当する場合には速やかに届出させること。特に下線部は、届出漏れが散見されるので特に留意されたい。

- (1) 特定建築物の名称
- (2) 特定建築物の所在場所（地番変更等に限る。）
- (3) 特定建築物の用途
- (4) 建築物衛生法施行令第一条各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積
- (5) 特定建築物の構造設備の概要
- (6) 特定建築物維持管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (7) 特定建築物所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (8) 建築物環境衛生管理技術者の氏名、住所及び免状番号並びにその者が他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者である場合にあっては、当該特定建築物の名称及び所在場所